

平成27年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成27年9月10日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年9月10日 9時31分

1. 閉 議 平成27年9月10日 15時25分

1. 散 会 平成27年9月10日 15時25分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 東 泰士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第3回定例会3日目を開会します。

開議に先立ち事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程については、お手元に配付しております。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

10番、廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。10番の廣

畑君の申し出によりまして、はじめに、町民プールの利用についてから質問を許可しております。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、順番を変更させていただきました。

この台風18号ですか、我が地方にはそんなに被害はなかったんですけども、大変、まだまだ関東地方で続いていると思います。報道によると大変な状況みたいです。

それでは、質問に入らせていただきます。町民プールの利用についてということで質問させていただきます。

ことしの夏も、町民プール、多くの家族連れでにぎわいました。そうした利用のもとに8月31日に終了したわけでありましてけれども、この町民プールというのは、海には海の良さがありますけれども、なかなか、海に出ていけない家族、幼児、あるいは乳児と家族がひと時間過ごす、夏の暑さを過ごすということでもあります。

ことしの夏は、台風もそうですけれども、やはり酷暑といえますか、この7月、8月の前半まで、お盆まで大変暑い。ほんまにもう、外に出ても日本やろうかと、私たちの子どもの時分の気候と大分違う、そういうふう思うわけでもあります。

さて、去るその7月26日、大変暑い日でありました。阪田の町民プールで子どもさんの事故がありまして、居合わせたお二人の方が助けて、応急処置をして救急車に引き継いでいくというふうなことがありました。お聞きしますと、途中、医師と看護師が町の救急車に同乗しまして、病院まで搬送されたというふうなことであります。

そして、一命を取りとめたと、早く、いろんな措置をしたということでもあります。AEDも使ってというふうなことでありますけれども、心臓マッサージをして回復したということでもありますけれども、意識が戻らなかったということで引き継いでいったというふうにお聞きしております。

先ほども言いましたけれども、真夏日が続く暑い日であったというふうに記憶しておりますけれども、猛暑日ですか。町民プールを多くの方が利用した、このように思いますけれども、そうした利用の人数と監視員の体制について、どうだったのでしょうか。この夏、浜の様子もありますけれども、この町民プールに限りまして、そうした利用の状況などにつきまして、体制などにつきまして、お尋ねをしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さん、おはようございます。ただいま、廣畑議員から町民プールの利用についてご質問をいただきました。

議員がおっしゃられたとおり、7月26日正午過ぎに町民プールにおきまして、4歳の男の子の水難事故が発生しました。その場に居合わせた紀南病院の看護師、町上下水道課職員が心肺蘇生法、AEDで救急救命措置を行い、その間に監視員が消防に連絡し、南和歌山医療センターに搬送され、一命を取りとめました。その後、男の子は元気になり、無事退院したところであります。

事故後は再発防止のため、なお一層の注意喚起を行い、混雑が予想されるお盆と土日につきましては、通常の監視台からの監視に加え、職員を1名動員し、巡回して監視を行いました。

事故当日の町民プールの利用者数ですが、この夏最多の422人の来場がありました。町民プールの体制につきましては、監視員6人を雇用し、毎日4人が出勤、2人が30分交代で監視を行っています。なお、監視員は毎年7月上旬に救命救急講習を受講しています。

また、看護師4人を雇用し、毎日1人が出勤し、看護業務と受付業務を兼務してございます。町民プールの体制につきましては、毎日5人体制で行っており、事故当時も職員も1人在駐し6人体制でありました。利用状況等につきましては、後ほど教育長からも答弁があらうかと思えます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

今、町長がおっしゃられたことで、大変混雑しておったと。猛暑日でありますから、ほんまにあの50メートルプールの中で、442人の町民、あるいは他地域の近在、近郷の方、あるいは別荘へ、寮へ遊びに来ておる方が大勢おったというふうに思います。大分前になりますけれども、私事ですが、人を連れて、子どもたちを連れていったことがありますけれども、やっぱり、そのときに自分の子ども、あるいは自分が連れてきた子どもとそのとき入っておったんですけれども、中に入っておった。そういう中で、全然知らん子ども、ほんま1メートル、2メートルのところでアップアップ浮き沈みしやる、そういう状況がありました。そのときは近くでわかったんですけれども、これだけ、442人という最高の人が入っておる、入ったり出たりしておる中で、やっぱりわかりにくい。大変、監視員の皆さん、目を凝らして、やはり神経集中して監視をしていくというのは、なかなか大変だというふうに思います。

ただ、その時分、十数年前になりますけれども、その体制が強化されてきてあるんだなという、今のお話を聞きまして思いますし、AEDなどもございませんでしたし、そういう意味では、以前、消防のほうに私も質問をしたんですけれども、コンビニなどにもAEDを置いたらどうなというふうなことも言いましたけれども、ここで、プールで必ず置いておるので、活躍したと。偶然、看護師さんが来ておったけれども、助けていただいたけれども、看護師を常駐させておるといふふうなお話でした。やはり、十年余りたつと、町の体制も、やはり違ってきてあるんだなというのを、私自身もそのことを聞きながら、調査をしながら思ったわけです。

それで、このようなときに、親としてのやはり、連れていった保護者、親というよりも保護者の態度というのは、後でいろいろお聞きしますけれども、どういうふうな形になるのかなというふうにも思うわけでありますけれども。

このような事故が起こりまして、保護者が子どもを十分に見守れていない様子がうかがえるというふうに思います。そこで、プールの利用するときの条件といいますか、誰でもプールで遊んでいくよというふうなことでは、いいわけなんですけれども、保護者としての、そういった利用者に対する条件提示、そういったものはどういうふうなことであるのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、廣畑議員のほうから利用条件についてのご質問をいただきました。阪田の町民プールにおきましては、小学生4年生以下のお子様は、保護者の付き添いが必要とさせていただきます。そして、今夏の阪田の町民プールの利用状況ですが、7月26日がマックスで一番多い日であったんですが、全体を通しましても、6,676人の利用があり、昨年よりも200人ほど増加したという状況になっております。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

昨年よりも200人増加したというふうなことであります。やはり、私たちの世代が子どもころはプールなどありませんでしたし、磯で遊んだり、海で泳いだりというふうなことがありました。

最近、どこの学校にも、最近というか何十年も前からですけども、どこの学校にもプールがあって、プールの指導をしておるというふうな、プール水泳というふうなことをやっていますし、やはり、川へ行ったり海へ行ったりするのが、一番自然と親しんでいいわけなんですけれども、なかなかそこまで親として、保護者としてよう連れていかんよという、やっぱり、子どもたちをどういうふうに安全、安心に監護していくのか、保護していくのかというふうなことがあると思うんですけども。そういうふうな中で、200人も多く、そして、やはり猛暑日が当時、ことしの夏は幾日もあったというふうなことで、そういうふうなことが、200人も多くなったのと違うかなというふうに思われるわけでありまして。

子どもたちの安心安全、これは監視員はもとより、保護者が当然、責任があると思う訳でありますけれども、子どもをなかなか見守らずに、保護者がプールサイド、あるいは木陰、そういう陰をつくっておる椅子のところでお互いに話をしたり、それから、スマートフォンで自分1人で遊ぶといえますか、調べたりするようなことが、多々見受けられるようであります。今度の事故につきましても、お聞きしますとやはり、保護者の方がやはり、きちんとそのそばに、あるいは近くにおらなんだというふうなことも、これだけの人の数ですから、そういうふうなことがあったのと違うかなというふうに思われるわけです。

多くは町内の町民の親子というふうなことであると思うのですけれども、そうしたプール利用の際に保護者に対する注意の喚起、促していく、そういうのは、ほんまに大切だと思います。これもプールの使用についてのご注意という、先ほど課長からお話があったけれども、そういう特に、保護者の方の、どのような注意を喚起しておるのかというふうなことをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員おっしゃるとおり、注意喚起等は大切な業務だと考えています。幼児や児童の利用の際の保護者への注意喚起につきましては、小学4年生以下のお子様は保護者の付き添いが必

要なこと、そして、小さなお子様連れのお客様は、お子様から絶対に目を離さないよう十分注意をすることの表示をしております。また、受付や監視員からのお声かけを行い、場内放送でも定期的に呼びかけており、注意喚起を促しているところです。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

管理のする観光課の立場として、お伺いしましたけれども、先ほども言いましたけれども、やはり町民が多く利用される町民プールという基本から言いまして、やはり教育委員会についても、どのように親に、教育委員会はまた別の面で、学校のプールとか地区水泳というふうなこともあると思うんですけれども、そういったことも含めて、保護者がどういったことで子どもたちを見守り、監護というのですか、そういうふうなことをしていくんだというふうなことにつきまして、教育委員会にお尋ねをいたします。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま、廣畑議員からプール及び水泳につきましての、保護者の注意喚起及び安全管理面での教育委員会の考えについて、ご質問いただきました。

まず、プール水泳につきましては、夏休み前には小学校では自校のプールで教職員の指導によって、水泳授業が行われております。その際の安全管理は水質管理も含めて徹底した安全、これを期して指導しているところでございます。

それから、夏休みのプールやそして海、川での水泳につきましては、夏休みに入る前に、夏休みの生活の最も大切な注意事項の1つとして、発達段階に即して、応じて指導を徹底しております。さらに、保護者には注意喚起についてはプリント等を配付したり、または夏休みに入る前の面談等々でそのお話を、注意喚起をしているところでございます。

なお、白浜町の私どもの管理の町営プールは日置にもございます。日置につきましても監視体制を十分しながら、その利用につきましても、先ほどの町営プールと同じような指導をしているところでございます。

そのほかに、中学生全般にわたっては、プールの指導を水泳の指定場所、遊泳禁止場所、ここで絶対泳がないことということとか、それから、マナーを守ることとか、1人では絶対行かないとか、さらには行き先、友人名、帰宅時間を必ず告げると、こういうふうな指導をしているところでございます。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

教育長からのご説明をいただきました。やはり、保護者としまして、子どもたちのそういうふうなといいますか、安全に監視せなあかんでというふうになるんですけれども、どうしても知り合いがおったり、一緒にプールへ行ったり出かけたりすると、やはり隣に座って話し込んだりする場合があります。やはり、そういったことについてするなというふうなこ

とにはなりませんけれども、やはり、子どもたちをほんまに見守っていくという姿勢というのは、強調していただかないと、今回のこの事故については発見も早く、さまざま人がかかわって、命を取りとめたわけなんですけれども。もちろん、小学生の方では今回、なかったわけですが、そういった親御さんについての、あるいは保護者の方にどのように注意を喚起していくかというふうなことが大事な、大切なというふうに思います。

町におかれましても、保育園とか、いわゆる就学前の幼児、乳幼児を持たれる保護者についても、そうしたことを、ほんまに十分注意を喚起していただきたいというふうに思います。

そこで具体的なところで、プールの救助用具です。プールだから走って回って行って、最短距離で一番近いことを監視員なり親御さんは、どこへ助けに行ったらいいかというようなことで、救助について、いろいろ、最短距離でというふうなこともあるんですけれども、その際にそういう、例えば浮き輪であるとか、そういった物があれば、普通の遊びの浮き輪は放っても風とか、それから空気抵抗があって、すぐに軽いから戻されますし、事故のないような形でそういった備えつけについて、どうなんでしょうか。そのことをお聞きします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいまプールの救助用具のことについてのご質問をいただきました。阪田のプールにおいては、AEDを備えております。基本的には監視員がプールに入っても底に足が着く状況でありますので、特段、その他の水難救助用具というものは、必要がないと、今のところ考えております。

また、議員のほうからご指摘のありました、万が一事故が起こったときに、ブイを投げるようなことも担当課のほうでは考えているんですが、何分人が多い状況がありますので、人を助けるために投げるブイは結構かたくて、それが当たってけがをするという恐れもありますので、近いところから監視員がプールの中に飛び込んでの救助ということを基本に考えております。ただ、監視員の高齢化のこともあり、今後はそのような救助用具が必要な物があれば、随時備えていきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

確かに、この日の想定では、そういうふうなことにはならんし、4歳の子どもが果たしてそういうブイにしがみつくなかというたら、なかなかそういうこともありますし、ただ、だんだんと少なくなってきたときには、私は有効だとも思いますので、そういった点、十分相談をして対応していただきたいというふうに思います。

それでは、こうしたことしのこの対応を受けて、来夏に向けての取り組みの課題として、保護者にも例えば、プールに入って幼児や児童とともに遊ぶことを、プールの条件にしておるといふような自治体もあるように仄聞するのですけれども、そうした使用についての注意を保護者の付き添いが必要であるというふうなこととか、水分を補給しなさいよとか、飲食についてはだめですよ、アルコールはあかんでというふうなこと、それから、小さなお子様

連れのお客様は、子どもさんから絶対に目を離さないようにと、こういうことで注意書きをしておるわけなんですけれども、そういうことについて、やはりというふうに思うわけです。

やっぱり、どういうふうに訴えていくかというふうなこともあると思うんですけれども、一緒に入れよというようなことを条件にすると、そういう批判もあると思いますし、そうした点について、こういった注意書きの、注意を喚起する来年への課題として、どのようなことに取り組んでいかれるのかというふうなことを、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

先ほども廣畑議員のほうからご指摘がありました、最近、保護者の方がテントの中でスマートフォン等に夢中になり、子どもさんのほうから目を離されているというケースが、大変多く報告されております。今後は保護者にも一緒にプールに入っただけのことも検討し、また、更なるマイク放送であったり、監視員の注意喚起を強めて、事故のないように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

十分、事故のないように、施設側もそうですし、保護者に対しても注意を喚起していただきたいというふうに思います。

最後に、町民の利用に供するために、このプール、ちょっと、いつごろできたのかわかりませんが、かなり古いというふうに認識しております。老朽化についての改善について、どのように取り組んでいくのかというふうなことをお尋ねしたいのです。

以前、五、六年前ですか、このプールを廃止するんだというふうな町の一定の方向が出ておったように思うのですが、先ほども最初に言いましたけれども、費用対効果を言えば、ことしのプール収入だけで80万余りというふうにお聞きしておるんですけれども、6人の方を雇って、毎日やっていかんならん。そして、事故のないように、その施設を維持していかなんということがあると思うのです。そういう中で、町民プールとしての、海はある、学校の地区水泳はある。でも、学校の地区水泳にしても、毎日毎日ない。たまに土曜日、日曜日、休みの日に町の親が、あるいは保護者が子どもと一緒にプールを楽しむというふうなことを、やはり今後も、私は残していただきたいなというふうに思うわけでありませぬ。

しかも、今の子どもたちは、自然の中で泳ぐことがなかなか今現在、教育の方針が違って、やはり海や川で水泳の訓練をしていくというのであれば、また、話は違ってくるのかもわかりませぬけれども、今のプールを充実してきている、今は競泳のほうが中心になっておるのかな。海や川で生きていくということがなかなか教えられてない、浮いていく、距離を泳がんでも、浮いておるといふふうなこととか、そういったこと、最近といいますか、大分前からプール水泳の、余談ですけれども、ちょっとそればかりではあかんの違うかというふうなことも聞いたこともあります。今現在、小学校、中学校ではやはりプール中心ですし、町民が憩える、親子でそうした関係を強めていくというふうなことが、プールで1つ、あるわけ

です。

そして、この年間6,000人の方が利用しておるといふうなことでありますので、ぜひ残していただきたいな、修繕をしながら残していただきたいな。まず、当面、そのように思うのでありますが、町長にどういふうに思われるのかということ、どういふうにしていくのかといふうなことを含めて、お尋ねをしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

この町民プールは、昭和52年に完成しております、大変老朽化が進んでおります。修繕にもかなり時間とそれから費用もかかるというふう聞いております。毎年、約200万円以上の赤字が続いているということでございます。その中で、平成24年度から27年度の歳入、いわゆる入りの分ですけれども、約110万円から約120万円しか入って来ない。これは利用料金が主でございますけれども、あと、コインロッカーとか、いろんな収入ございますけれども。そういった中で、歳出のほうがやはり300万円から500万円前後ということで、今申し上げましたように、200万円ぐらいの毎年赤字が続いていると。

確かに、費用対効果だけでははかれない部分がございます。町民の方からも、匿名ですけれども、この町民プールについては何とか維持をしてほしいと、あるいは修繕をしてほしいというふうな要望も私の手元にも来ております。これは昨年でございますけれども。

それから、ことしも私もこの8月31日の営業が終わりましたから、現地に赴きまして、担当の職員とも少しお話しをしました。視察をしまして、やはり、なかなかこれ、修理、修繕となると相当、大規模な塗装になりますので、かなりの金額がかかるということでございます。見積もりもとっておりますので、その辺のところは今後、どうするかということも含めて、やはり町民の皆様、あるいは一部観光客の皆さん、そしてまた、近隣の市町の皆さんにもご利用いただいている部分もございますので、そこはやはり、しっかりと状況を見まして、担当課とも町の職員と一緒に、町民の皆さんのいろんな考え方があると思っておりますけれども、しっかりと対応していきたいと、検討していきたいというふうにございます。

いずれにしても、この町民プールを楽しみにしていらっしゃる子どもも多いと思えますし、なかなか利用料金、今は200円なんですけれども、この200円を例えば、幾らにすればペイするのかと、採算が合うのかということもあるんですけれども、いきなり、400円、500円にして、それで、利用者が満足するのかと、あるいは来ていただけるかということもございますので、なかなか利用料金だけを上げるということも厳しいのかなというふうには、個人的には考えてございます。

いずれにしても、議論を来年に向けて、少し担当課と協議をしてまいりたいというふうにございます。

以上でございます。

○議 長

10番 廣畑君(登壇)

○10 番

ぜひ、具体的なところで検討していただいて、料金の値上げになると、うーんと私らも思

うわけなんですけれども、そうしたことも含めて、検討に値する。やっぱりこれだけ需要がありますので、今の町長の答弁で、前向きに残していくというような方向で検討していただきたいというふうに思います。これで、この件は終わります。

○議 長

以上で町民プールの利用についての質問は終わりました。

次に、2点目の道路の改良・規制についての質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

道路の改良・規制についてというふうなことでお尋ねをします。

7月12日、開通の紀勢自動車道南紀田辺インターチェンジから南紀白浜インターチェンジがもう一月、二月になります。開通をしました。中の観音道に入ってきて、それで、栄のコメリから才野へ行くと。才野の県道がすごく混雑するし、ですけれども、あと1週間ほどですか、1週間もすると旧南白浜有料へ向いて、志場商店の前から上がって、権現谷の信号、権現谷東ですか、信号、けさ来るときに東でとめられましたけれども、その東の信号を通過して、それから権現谷の信号を経て、アドベンチャーワールドと土地を交換したその道路、それをエクシブへ向いて上がって、そして、フラワーラインが途中から山を切って空港に接続すると、国体までにやるというふうなことであります。来週の開通になるわけなんですけれども。

そういった一連のことで、紀勢自動車道が8月30日はすさみまで開通しました。これによって、今まで言われておった事故もありました。樺の見草と樺の間でトラックですか、タンクローリーですか、横転して道をふさいだ。日置へ、市鹿野向いて、玉伝へ向いて上っていかんなんというふうなことがありましたし、議員も議会に出席することがなかなかできなんだというふうなことが、何年か前にございました。そういったことを思う中で、やはりよかったな、田辺へ行くのも早いのですしというふうなことで思っております。

この紀勢道、命の道と言われてはいますが、国道42号線と幹線道が、すさみまでは2本となりまして、不測の事態、そうしたタンクローリーの事故があった場合にでも、対応、ちょっと遅くなりますけれども、対応できるなというふうなことであります。

そして、南紀白浜インターチェンジから南紀白浜空港に向けての県道フラワーライン線、今も私、言いましたけれども、高架のまま鉄道を越えて、中村へ入ってきて、ずっと行くわけなんですけれども。このフラワーラインについて、津波の避難困難地域の住民は、この道路に避難できるという期待を持っておりますし、避難してもらったらいいでということでお聞きしましたけれども、県の津波の予測では、海岸線の津波避難困難地域で1センチの津波到達時間が、白浜町の場合、4分から23分、かなり幅がありますけれども、例えば樺地域だったら4分でしたか、日置もそうです。そういうふうなことであるとか、この白浜の地域、旧白浜の地域になりますと、23分というふうなことであります。それから、最大の浸水域は4メートルから12メートルというふうなことで、県が予測をされております。

そこで、お尋ねをしますけれども、この鉄道の跨線橋、フラワーライン線の鉄道の跨線橋の新富田橋にわたっての鉄道の跨線橋ですが、一番高い部分に近い側面から避難階段などを設置できないだろうか。以前も僕、聞いたことはあると思うんですけれども、県の仕事ですが、その辺、いかがでしょうか。このことをまずお伺いします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

廣畑議員から7月12日に一部供用を開始したフラワーライン線について、津波避難困難地域からの住民の方々が、一時的な避難場所として活用できないかのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、フラワーライン線は国道42号から新富田橋、JR跨線橋と高架形式で中、栄地区を通っており、高台から離れた地域の方々が緊急避難する際には、確かに有効な場所であると思います。

現在は、県道栄岩崎線と平面交差をしているところからしか進入することができませんが、議員からご提言がありましたように、階段を設置することも1つの方策であると思います。詳細につきましては、関係課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

跨線橋の一番高い部分に近い側面から避難階段を設置できないかというご質問についてですが、フラワーライン線は通常、歩行者及び軽車両の通行が規制されているところでございますけれども、緊急避難時に避難するということについては可能であると、県のほうからお聞きしてございます。また、実際に今後供用開始をされる安久川地区では、県のほうで河川の両側に避難階段を数カ所、設置していただいております。

しかしながら、栄地区のJR跨線橋付近の一番高い部分の路面の高さが15.6メートルございます。ちなみに、その付近の地盤の高さが約4メートル程度ということで、高低差が約12メートル程度の階段が必要となってきます。

そこで、現在完成している橋の橋脚への階段の取りつけとなりますと、構造上、非常に難しいものかなと思っております。となると、独立した構造での階段が設置できるかどうか。また、その設置場所はどこがいいのかということも、検討していかなくてはならないと思いますので、一度、県のほうともご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

よろしく願いしたいわけですが。避難困難地域、海岸線、中村もそうですし、安久川もそうですし、鴨居、それから椿などもそうなんですけれども、富田もそうです。避難できる場所というのは、やっぱり確保しておきたいなというふうな思いもあります。

それから、避難困難地域である中地区の金毘羅さんから遠い川口、富田川の川口の皆さんが、今言った跨線橋のあたりとかというふうなことだけに限らず、幾つかの避難の方向があるように思うんですけれども、そうした今の課長の答弁で、地域とも協議をしながらですけれども、場所の設定であるとかをしながら、行政として提案をして、協議をしていくという

ふうなことでお願いできんかなというふうに思うわけですが、そういった点、今の答弁の補足で結構ですので、ちょっとお願いしたいなど。いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域の件のご質問になるかと思えます。中地区も含めまして、現在、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域、ここにつきましては、津波避難対策検討ワークショップ、これを設置し、地元自治会並びに自主防災組織、また和歌山県、白浜警察署、町の消防本部、この参加のもと、対策を検討しているところでございます。議員からご意見もございますので、そうした部分も踏まえて、その中で検討を進めてまいりたいと思えます。また、フラワーラインに関しまして、ご協力をいただける部分があれば、そうした部分も建設課長を通じて、いろいろと協議を進めていきたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ぜひ提案、あるいは協議をしていていただきたいなというふうに思えます。

才野、安久川地域では津波被害の避難場所としての利用ができる、先ほどの答弁にもありましたようになっております。そこで、フラワーライン延伸開通前に、あと1週間ですが、この地域での避難階段やトンネルなど、避難場所として公開して周知すべきと思えますが、もっと早く、こういったことを提案すればいいのですけれども、そういった点について、いかがでしょうか。このことをお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

津波からの初期避難場所の周知についてのご質問ということでございます。ご指摘の件につきましては、地元の皆さんもそう思われたんだと思えますけれども、才野区のお声かけによりまして、この9月13日に才野区によるフラワーライン周辺における避難場所等の視察、これが実施されるという運びになってございまして、町のほうにも参加に対してご案内がございましたので、防災のほうも参加させていただきます。

今後、住民の方々への周知のあり方につきましては、地元区、また十分連携して、周知が図れるように取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

才野地区は、そういうふうなことで、13日、この日曜日にその辺、避難場所、見学公開に応じるというふうなことであります。なかなか開通前でありまして、開通してからではできませんので、なかなかいいなというふうに思えます。ぜひ、多くの方が参加できるようにしていただきたいなというふうに思えます。

それから次に、県道岩崎栄線ですか、観音道であります、これは南白浜小学校や富田中

学校の通学路となっております。この県道通学路での道路左側、道路左側というのは歩道側であります。駅から行きますと右側になりますが、わだちができて、かなりこの歩道も1メートルほどあるのですが、歩道に行く児童や生徒、高齢者、あるいは自転車などがたまり水、わだちにたまった水、あるいは舗装がちょっとの水で、雨でたまるんです。そのたまり水をかけられることがよく多々あるんですけれども、運転者については注意をして、そろそろ行く場合もあるんですが、しかし、30キロでそのたまり水へ入ったら、かなりばしゃっとかかります。人のないときにやってみましたが、かなり速度を落とさなけません。それは運転のマナーとして必要とは思いますが、この補修については地元区も要望しておると思うのですが、このことについてやはり早急に、車の数も1週間たったら、駅に向いて、コメリに向いては行かないので数も少なくはなりますけれども、本質的には変わりませんし、何とか早急に対応していただければいいかなというふうに思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

県道栄岩崎線、それから、また、県道白浜温泉線、コメリのところから白浜駅のほう、才野向きの県道につきましても、紀勢自動車道の事業、高速の事業とか、フラワーライン線の事業で、多くの工事車両が通行したこともありまして、議員のご指摘のとおり、路面の状態が大変不良になっております。

このことにつきましては、地元、また学校、それから周辺の方々からもご要望をいただいております。既に西牟婁振興局の道路整備課のほうへ伝えてございます。それでまた、現地もまた見ていただいて、実情を把握していただいております。現在、県のほうにおきましても、補修工事の予算確保に努めているということでお聞きしておりますので、再度早期に補修工事を行っていただけるように要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ぜひ県道について、よろしくお願ひしたいと。やっぱり、シャッターによろかけられるんや、水をかけられるんや、ばしゃって。私も実は、行きやって、ある家のシャッターに、ばしゃっとかけたことがあるんです。それで、その人の家の人に、ちょっとちょっとと、そのときではありませんけれども、こういうこともあるんやというふうなことであります。

商店というか、散髪屋ですけれども、立ってあって、かけられていると。かなりばしゃっとなって、上着を貸してあげてんとかいうふうなこともあります。以前から、もちろん町も言うてあると思うのですが、やはり、この一連のダンプのこともあって、わだちがかなり大きくなってきたのではないかなというふうに思いますので、今、課長に答弁いただきましたけれども、そうしたことで再度、やっぱり強く県に要望していただくというふうなことで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、町道の上地5号線についてです。これは南白浜小学校の県道中へ入ってきて、南白浜の小学校の十字路を過ぎて、次の県道と交差する町道でありますけれども、この左側、

人家の多いほう、中村の駅から入ってきて左側のほうの町道なんですけど、この道、60メートルほど距離があるんですけども、大雨でなくとも、この道路、すぐに冠水するんです。ほんちよつとの雨で冠水をして、歩いて、もちろん長靴を履いて行ければなんですけれども、このごろ長靴あまり皆さん履きませんし、その水、なかなかはげん。畑を埋めてあるんですけども、なかなか排水がきちんとできていないという問題がありますので、コンクリートの道です。だから、そこへ向いて水がたまって、なかなか行くことができないという状況があります。

じげの道ですので、歩いてよく行き来しますので、そういった、この道について、何とかならんかというふうなことであります。道路の反対側、この県道側、道路の、その県道までのところに吸い込み式の排水溝があります。また、県道を挟んで向こう側、駅から行けば右手になりますけれども、その町道について上地5号線について、排水の会所、ここ二、三年前にできまして、大きな管を入れていただいて、塩田向けに田んぼのほうへ排水できるようになっています。

そういうことが連結できれば、配水管を入れて、そこへ向いて連結できれば解決するのではないかなというふうに簡単に私は思うんですけども、専門家の建設の意見も聞かんならんわけですけども。そうした排水ができると、今、合併浄化槽の普及、これ、20年余りに町が補助金をつけて普及も進めています。それで住宅の建築にもつながっていくのですが、こうした町内、じげの排水。ここは排水も何もないので、たまってしまって、道が冠水するという、こういう緊急的なことであります。この点についてどうでしょうか。何とか早回しでお願いできんかというのが質問であります。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

中地区におきましては、従来、砂利層が多いということもありまして、排水については地下へのしみ込み式のところが多くございます。しかしながら、だんだんとしみ込む量が少なくなっているということもありまして、平成6年度に、地区全体の排水路の整備計画を立てまして、平成7年度から、鹿島神社から北側について、年次的に整備工事を実施しているところでございます。

現在、県道栄岩崎線から北側の地域、小学校側ですけども、ほぼ整備工事が完了してきております。また、工事の実施箇所につきましては、毎年、区長、区と協議をしながら進めてございます。

議員のご指摘の場所につきましても現地調査を行いまして、区とも協議をしながら対策に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ぜひお願いしたい、区と協議していただいてよろしく願いしたいと思います。

最後に、県道栄岩崎線、観音道、通学路となっております。18日にはトンネルを抜けて空港まで延伸されますけれども、紀勢道開通によりフラワーライン線を経て、中地区にも開通してからでも車が入ってきます。通り抜けができないという表示も坂のところにしてい

ただいておりますけれども、この県道、速度制限を30キロに落とせないか。そういうふうな規制というふうなことでありますけれども。

南白浜小学校への交差点では、今までに学童の事故も何件か起こっております。あるいは、30キロに落とせんかというふうなことと、スクールゾーン規制についてどうでしょうか。スクールゾーンというのはおおむね半径500メートルの範囲で設定できるんだというふうなことでありますけれども、勝手に町がするわけにもいかんと思います。そうしたことについて、やはり、40キロと30キロと、もし事故があったとしても、やはりけがの度合いが違うと思うんです。何とかそうした点について、町としてどうでしょうか。お尋ねをします。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

廣畑議員から通学路に係る県道の速度規制についてご質問をいただきました。通学路の安全対策につきましては、国、県、警察、町建設課等関係機関と協力しながら、対応可能な箇所から順次対策を講じております。昨年度も通学路の合同安全点検を実施し、新たな危険箇所等の把握に努めているところでございます。

また、毎年、白浜町PTA連合連絡協議会より、教育に関する要望書が提出されており、昨年度も通学路の安全対策について、多くのご要望をいただいたところでございます。

廣畑議員からご指摘のありました南白浜小学校周辺につきましても、学校から押しボタン式の信号機の設置など安全対策の要望がございましたので、県、警察等関係者で協議を行ったところでございます。

その結果、信号機の設置やスクールゾーン規制に伴う速度規制となると、地域住民の皆様のご理解が必要となるため、まずは子どもたちの注意喚起として、校門前から通称観音道への交差点に足形をかたどったペイントをし、また、車等の運転者への注意喚起として、浜側から南白浜小学校へ向かう道路に「通学路」という白いペイントを行っているところでございます。

今後も引き続き関係機関と連携して、通学路の危険箇所の把握に努め、子どもたちの安心安全を確保してまいりたいと、このように考えております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

教育長からご答弁いただきました。やっぱり40キロよりも、今の教育長のお話では、地域住民、もちろん、地区内ですから地域住民の合意を図りながらということになるわけなんですけれども、やはりそういうことも今後していただきたいなというふうに思います。やっぱり、30キロ、40キロ、違います。

昔、何十年か前に道が広がって、広いなとすごいな、よかったなと思ったわけでありまして、それがやはり、車の増加、あるいは大型車が入ってくるというふうなこともありまして、そういった広いなというイメージが全然違ってきております。やっぱり、子どもたちを守るために、もちろん自己防衛も大切ですが、社会全体でやっぱり守っていかんならんの違いますかというふうにも思うわけです。

それから、道路に標示、「通学路」というふうなことでありますけれども、確かに書かれて

ございますが、絶えず点検をしながら、薄くなってくるわけです、剥がれてくるというのか。そういうこともありますし、以前も県道の路側帯ですか、白線が消えてあったさかいに危ない、運転するのに夜、あるいは夕方わかりにくいというふうなことで要望もして、新しく書いていただいたこともあるんですけども、すぐに、新しい時に、それが剥がれていくということもありますので、そういったことも私どもも気をつけますけれども、町としても子どもたちの安全安心のために、何としても守っていくため、そういう努力を皆さんとともにしていきたいな。町としても、教育委員会としても努力をお願いしまして、質問を終わります。

○議 長

それでは、2点目の道路の改良・規制についての質問は終わりました。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 33 分 再開 10 時 45 分)

○議 長

再開します。

2番、三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の中地区の町有地についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

議長のお許しを得ましたので、登壇順位に従い登壇し、一般質問を行います。

質問の内容につきましては、既に通告しております。中地区官有地、現在の町有地についての現状と今後についてという題と、いま一つは、日置川地域の若者広場についてと、以上2件について質問いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1問目の中地区、旧官有地の払い下げについてでありますけれども、この問題につきましては、以前、同僚議員の楠本議員からも一般質問されているところでありますが、現状と今後について、お伺いしたいと思います。

中地区旧官有地についての経緯、歴史については、大変古いそうですけれども、地区住民の方々、当局の努力、県国等の理解等もあって、現在は白浜町が国から譲渡を受け、土地の所有者の名義は白浜町となっております。

それらの土地については占有者がいて、占有者の占有区画については明確になった状況であると、地籍調査等も済んで、そういう状況にあると理解しているわけでありまして、それでよろしいわけですね。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、三倉議員から中地区旧官有地の払い下げ等問題につきましてご質問いただきました。

はじめに、中地区旧官有地の払い下げにつきまして、平成25年6月定例会におきまして、土地の処分についての議決をいただいて以降、いまだに払い下げ関係者との契約が成立して

いないことは、まことに申しわけないと存じております。これまでの経過につきましては、昨年の議員懇談会や本年3月の全員協議会等でご説明させていただいておりますが、当該官有地に隣接した箇所で、財務省が売却した物件の価格が見直され、町が算定した払い下げ価格と大きな差が生じることになりましたが、町は当初からの方針に従って事務を進め、議会の議決をいただきました。

しかしながら、そのことに対しまして、地元関係者からは町の価格決定に当たり、十分な住民合意が図れていなかったとご指摘をいただいているところでございます。この点に関しましては、町といたしましても、議会議決後に中地区官有地払下げ委員会から価格の見直しを求める趣旨の陳情書が提出され、現在の状況に至っているということからも深く反省をしているところでございます。

現在も地元関係者の方とは協議を重ねているところでございます。町といたしましても課題事項を一つ一つ整理し、地元のご理解を得た上で、できるだけ早い段階での払い下げが実施できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議員ご質問の経過等につきましては、総務課長より答弁いたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員からのご確認だと思っておりますが、当該官有地に関しましては、平成24年3月に国から譲与を受けてございます。現在、地籍調査ももう済ませておりまして、現地の状況も明確になってございます。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

通告する中で、ちょっと文章を書いているんですけども、通告しているんですけども、今、町長のほうからほとんどの答弁をいただいたものですから、その話の中で、ちょっと内容の少し変わることもあります。通告していることと。

そんな話の中で、要は、24年3月23日、国から町へ譲与契約をして、その後、平成25年1月までの間に、中地区官有地払下げ委員会を開催してもらって、班長、副班長等で土地の鑑定評価等についても実施、打ち合わせしたという協議だと思っております。そんな中から、今、町長の答弁であった経緯になっているということになるのでありましようが、平成25年6月20日、平成25年第2回定例会の議案第52号として上程し、その払い下げに係ることのみですけれども、可決されたわけです。その後、平成25年6月21日付で中官有地払下げ委員会委員長、中元三郎さんの名前で、陳情書が当局に出されたということですね、経緯としたら。

陳情にあつては、日付が平成25年6月21日となって、議会の決議されたのが平成25年6月20日。その決議された後になるんですけども、払い下げの価格が先ほど町長の説明ありましたように、少し答弁にもありましたように、払い下げ地の近傍地の土地の払い下げ価格と町の払い下げ価格に約60%という差ができていたというようなことだそうですね。それで、払い下げ価格について占用されている払い下げ対象者の方との金額が折れ合いにな

ったというような形で、私どもは理解しているんですけども、それでよろしいわけでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

大体におきまして、議員のおっしゃるとおりなんですけど、これは価格だけのことで、価格は大きな課題ではございますが、価格だけのことでなくて、払い下げを行う前に関係者の皆様が持たれているご意見であったり、要望、また疑問に思うことや課題に感じていること、そうしたことを細かく、町からの説明や回答ができていなかったと。関係者の皆様におきましては、払い下げを受けるために共通する課題等に、町の考え方が示されていなかったということで、払い下げ自体を実行していくには理解が得られるものではなかったということだと、私は考えてございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2番

私は単純に金額の差と。それと、決議された内容の中に、結局、その払い下げを受けることがしばらくできないような人のことがあるから、そういう問題だけかなと思っていたんですけども、そういう問題でもなさそうな今の答弁であるわけでありますけれども。

しかし、6月21日の陳情書の後に、当局から25年9月5日付で、町長名で中官有地払下げ委員会の委員長宛てに、「中地区旧官有地の払下げについて」というタイトルで文書を出しておりますね。

その文書を出して少し日にちがたってから、26年8月26日に全員協議会が開催され、その席上で経緯等について概略、話をいただいたわけであります。その後、6カ月少したった27年3月19日に、また全員協議会があつて、経緯について説明を受けたわけです。この平成26年8月26日から平成27年3月19日までの間に、3回ほどの協議を行ったということであつたんですけども、その内容については、少しその席上でも話は伺っているんですけども、いま一度お伺いしたいのと、それから、その3月19日以降についての内容とでは、協議の内容、どんなものだったのかというようなことについて、お尋ねをしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

平成26年8月26日から平成27年3月19日、この間の協議内容につきましては、払い下げに関しまして、まだ理解しがたいところ、疑問に残る部分が地元の関係者の皆様方に残っておりまして、解決しなければならない点が多々残っているということで、官有地に居住されている皆様を中心に集まり、そういった疑問や課題等について皆様との意見を集約していただいて、それらについて一つ一つ、町の考えをご回答しながら協議を重ねたというところでございます。

また、平成27年3月19日以降につきましても、そうした部分で協議を重ねてございまして、これまで7回になると思うのですが、払い下げの価格も含めて、払い下げが受けられ

ない方の賃貸借といった件など、それら、ほか多々ございますけれども、この払い下げに関する諸課題について、相互理解を深めて合意できるように、早期の払い下げが行えるよう、双方協議をさせていただいたところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

まあまあ、努力はされているということは垣間見えるわけでありまして。しかし、平成25年定例会の決議をしてから2年と3カ月がたち、予算化されていた話だったですね。そんな中で、翌年26年度にこのことについて、質問なり何なりの提言をしなかったことについて、私なりに少し議員として反省するところでもあるんですけど。

ただ、25年の第2回定例会の議案第52号についての議案を提出したわけですね。その提出したということの提案責任について、それを提案して議会のほうが可決して、その後、2年と3カ月放り放してあったような状態になると、解決できず。それと、提案するという事は、やっぱり解決に向けて進みたいということがあるわけでしょうから、その提案の責任について、どのようにお考えなのか。

それと、議会がそれについて可決したわけですね。可決したことについての重みというのですか。そういうことについてはどのように当局として捉えていますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおりでございます。議会の議決をいただきながら、払い下げが遅々と進んでいない。こうしたことにつきましては、まことに申しわけないと存じてございますが、やはり地元の関係者の皆様としましては、さかのぼれば100年前というぐらいの経過がある事案でございます。それをやっとな町のほうに移管されて払い下げが進んでいくという状況でございますので、そうした経過も踏まえまして、双方合意して払い下げに着手できるよう努力してございますので、改めてまた、議員の皆様には経過なり、そうしたものをご説明させていただきたいと存じます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

内容についてというのか価格について、少し開きがあったということですけど、一応、国家資格のある不動産鑑定士の方が評価をし、それが上程された。それは当たり前なことなんですけど、それと開きがあったということですね。一応、不動産鑑定士にも鑑定料というのをお支払いしているわけですね。そういった中で、今、大変申しわけない旨の、100年もたっているという経過は説明いただいたんですけど、やっぱり提案する側の責任ということが、これは、担当係はかわったばかりになるでしょうけれども。でも、やっぱりこの提案責任について、いま一つ、ちょっと重みがないように思ったりするんですけど、いま一度、ご答弁賜りたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは私どもとしましては、議会の皆様方に対しまして、提案する段階において、もう少し説明できていなかった部分もあろうかと思えますし、特に、地元の皆様方と払い下げを実施していくのに対しまして、もっと深く協議を詰めた上でご提案させていただきべきだったと、このように思っておりまして、議員の皆様を初め、地元の関係者の皆様方にも大変ご心労をおかけしているということにつきまして、深く反省しております。

○議長

2番 三倉君（登壇）

○2番

あまり何回もしても、同じような意見しかいただけないと思いますけど、ただ、こういうことがないように、やっぱり心がけていただきたいなというように思ったりします。

それと、少し質問の内容が変わるんですけども、払い下げの金額で譲受人さんと町との間で折り合いがつかない。払い下げ金額で折り合いがつかないから、言葉は悪いんですけども、これからの話、ただ、今の状態では無料で使っているわけです。それで、そんなような無断で、無断じゃないんですけど、折り合いがつかなかったから、払い下げもできず、町のまずさから、結局使用料の設定もせず、2年3カ月過ぎてきているわけですね。

そういった時間の経過の中で、私の知人になるんですけども、この中の旧官有について詳しくな人なんでしょうけれども、「あんたら、いつまでただで使うん。役場というところは何かえらい人がちょっと理屈言うてたら弱いもんな、ええのう」というようなことを、皮肉にも似たようなことを言われたと言うわけです。だから、この方はやっぱり、使用料を払うなり何なりしたいというような気持ちを持っていたということです。それが結局、そういうことを言われたというのは、大変心外やというようなことで、当局の対応のまずさから、こんなようなところまで及んでいるというように、私はとるわけです。

それから、先ほども少し申しましたけれども、払い下げの対象者の中には、早く片づけてくれよという人と、そのお金で構わんでというような方とか、それから、やっぱり早く払い下げしていただいて、自分がそこで自由に使わせてもろてというような方とか、またあるいは、払い下げを受けるに今、さしあたりそういう資金がないから、借地のままで使用させてもらって、行く行くそうしたいというか、さまざまだと思うんです。でも、そういったことを、やっぱりいつまでどういう形で地元のほうに示すことができるのかということが先決の問題だと思うんです。先ほど、議会決議したことについてのこともありますし。

だから、決まった金額というのはあくまで決まった金額なので。だから、その話の中で、そういう対応というのも1つの方法ではないかなと、私は今、私らの立場としたら、そういうことを思うわけですけども。その辺について、どのようにお考えなのでしょう。答弁のできる範囲で結構ですけども、お答え願いたいと思います。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

今、議員さんからもございましたように、ただでというようなお話であったり、理屈を言ったらというような言葉だけをとらまえますと、何か関係者の皆様方が理不尽なことを言われているんだというような勘違いをされては大変困る話でございまして、全くそうしたこと

はございません。我々とお話しさせていただいている関係者の皆様のご名誉にかけて、そういうことは全くございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

今は双方が合意できるようなお話を、町の説明もさせていただいて、そうした町の考え方にも理解をしていただきながら、関係者の皆様のご要望、その折り合いについて、協議をさせていただいているところがございますので、その点、ご理解をいただきたいと思えます。

また、議員さん、今、おっしゃられたように、関係者の皆様の中にも、払い下げ1つの物事で事が進んでいくということではなくて、やはり、ちょっと今、資金がないから借りたいと、借りておきたいというようなことも想定の中で、出てくるわけですから、そうした場合には、そしたら、町としたりはどういう対応をさせていただけるのだろうかということについても、やはり関係者の皆様は払い下げのみではなくて、そうした方向性についても町の方向性を示していただかないと話が進んでいかないということもございませぬ。ほか、多々いろいろ課題はあるんですけども、そうしたことについて、一つ一つ、町の考え方をお示しして、ご理解をいただいて、ある程度一定の方向性、合意といえますか、理解をいただいた段階で払い下げというのを、まず実施していきたい。

そして、各関係者の個々の方にご説明をして進めていきたいというふうに思っております。我々もお話しする中で、地元の関係者の皆様方はそうした関係者以外の方からそういう話もされることもあるというのは、我々もお聞きしてございませぬ。これは町の取り組みのまずさが全て原因でございませぬので、決して地元の関係者の皆様の理不尽なことではないので、そこだけは確実に否定させていただきます。地元の皆様は一刻も早く解決できるためにとのこと、町との協議に入らせていただいておりますので、なるべく早く町としましても一定の方向を出して、議会の皆様にご説明を申し上げて、払い下げを進められるよう取り組んでおりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

課長には担当課の課長になって、謝らんならんことばかりで、自分のしたことじゃなかったも、都合上、そういう格好になろうというところもあると思うんですけど。でも、やっぱりそれは行政が動いている中でのことですので、私は私の立場として、今の担当課長にそういうことを質問しなければならないという格好にもなるんです。

そんな中で、取り組みのまずさが原因であったということもおっしゃっているということなんですけど、そのまた繰り返しになるんですけど、平成25年6月以降の使用について、取り決めがなかったわけです。結局、払い下げできないという形の中で来ていて、折り合いがつかないという中で、そしたらどうするかというような形のことも。だから、それは今、先ほど、総務課長がおっしゃる対応のまずさと思うんですけど。

そこで、我々、町民の立場であっても、今、議員ですけど、議員の立場であっても、土地の支払料ということについて、やっぱり出てくると思うんです、町のまずさから。そのことについてなんですけれども、やっぱり町の公共施設や、それから町有財産の一部等を個人的に使用するとしたら、必要として、使用料について、何らかの形で契約なりを行って使用するという形を、文書を交わすわけですよ。それができていない。できていないから、こういう問題が起こっているんですけども。

きのうも少し、税の話になったのですけれども、古久保議員の。町有地の町営住宅なんかの場合、結局、使用料が滞納された場合、3カ月で督促状か何かを出しますよね。1年近くしたら、行政執行等の措置も手段として考えて進めていきますね。このことは当たり前のことだと思うのです。それが、当該町有地になってから3年と5カ月あるわけです。議会決議してから、遅くても、それからでも2年と3カ月たっているわけです。その間、町が何も手を下さんと、何もという表現は悪いですけど、中で、そら水面下では話をしていますけれども、そういったことに対する手だてをとらなかつたから、そういうことを住民との話の折り合いつかないからということにもなるのかもわからないですけど。やっぱり一応、占有されている方につきましては、言葉は悪いですけど、ただでずっと使用し続けているわけですね。そこの続けているということに、町そのものにも責任もありますし、住民の人にも、やっぱりそういう後ろめたさというのもあると思うんです。

だから、こういったことについても放置してあるからなるのであって、町の責任というのか、こういうことについても、やっぱりミスがあることについて、どのようにお考えなのかということなんです。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘の部分というのは、1つの地点で物事をとらまえたら、そういうご意見もいただくことになろうかと思いますが、私としましては、先ほど申し上げましたが、海浜地ということの過去からの経過、そうしたものにつきましては、町じゃなくてやはり国策であったり、いろんな経緯のもとで経過してございますので、現在、町有地で払い下げを受けるということにつきましては、国、県もかんだ中で、白浜町へ一旦名義を移して、白浜町が払い下げをすることを、地元の方々も含めた中で進めてきたことでございます。

それが、言葉は悪いかわかりませんが、最後、地元の皆様に権利を何らかの形で移していくという段階において、こうした町の対応のまずい部分もあって進んでいないわけですから、これについて、町へ払い下げを受けた時点から賃料をいただくというような考え方は、全く持ってございません。ただ、そうしたことの疑念というのは、やはり出てくるのだらうと思いますので、一日も早くそうしたことを解決できるように、地元の皆様とも取り組んでおります。皆様もそうしたことから町と話し合いを積極的に進めていただいて、一日も早い解決を望まれているところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、町が払い下げというのか、譲与を受けた後の使用料云々については、一応町有地であるのですけれども、使用料をもらうということは考えていないというようなことでありますけれども、そのことについてはまた、我々、経緯についても余り、かいつまんでの説明はありましたけれども、またそのことについては別の機会で質問させてもらうということで。

とりあえず、解決しなければならないということの中で、私は一応、今、課長はおっしゃったけれども、やっぱり払えない人、それから買えない人。今まではともかく、今後について、これからについて。占有して、ただでそのまま使うのかと。要するに、払い下げの受け

られない人ですよ。決まった地点では、それをとるべきものではないのかというようなことも含めた中で、やっぱり、そういうことに早急に取り組み、それから、鑑定士が評価をしてきたわけです。そのことについて議会提案しているわけですね。議会の重みというの、少し話されていますけれども。やっぱりそういうことも含めた中で、今後の対応を考えていただきたいと思うわけです。

ちなみに、それ、相手のあることですので、いついつということについて、そら、期日というのは切れませんが、どれぐらいのめどでもって放り放していたやつを、どれぐらいのめどでもって解決するのかということをお伺いして、この件についての私の質問は終わります。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

私の先ほどの答弁で、少し言葉が足りなかったように思います。町有地になってから現在までの使用料については、考えてございませんが、払い下げを進めていく中で、払い下げを受けられない。そしたら、貸してほしいよというような話が進んでいく中で、ある一定の時期、期限を定めて、そこからはそしたら、賃料幾らで借りてくださいよというようなことについてはきっちりやっていきたい。いつまでも無償でという考え方はございませんが、ただ、今まで払い下げを受けてから現在まで、この間で賃料をいただいているということについては、こうした一定の協議が済んで、ある一定の期限を定めることになるとするんですけども、それまでの間は賃料をいただくというようなことは、考えていないということでございます。だから、時期が来て話し合いが済めば、そこからは、賃料は当然いただきたいということで話を進めるということでございます。

あと、時期ということなんですが、当然、多くの方の権利者といいますか、関係者の方がございますので、そうした方々に今は委員会の方々が役員の方々と話をさせていただいておりますので、そうした中で、皆さんにご説明いただき、町と役員さんとの程度合意できた段階で、ご説明いただき、当然、全体として町の考え方に一定の理解を示していただくということが大前提になろうかと思えますし、また、全体としてはその委員会に参画されていない方もいらっしゃいますので、そうした方には町のほうから、同じようなご説明を申し上げて、ご理解を求めるといったような形になってこようかと思えます。

そうした中で、それは100%合意が得られるのかと言ったら、なかなか難しい問題ではあると思うのですが、ある一定の大きな枠の中で、これで進めても大丈夫だなという判断をしていきたいというふうに思っています。できれば、年内にそうしたことについての解決を進めていきたいと思っております。これにつきましても相手方があることですので、確実なことは申し上げられませんが、町の姿勢としては年内にこのことを、一定のめどをつけていきたい、このように考えてございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、年内に一応どういう形で進むにしろ、相手のあることですから、つけていきたいということで答弁いただいたので、そういう形で取り組んでいただくということをお願いして、

この件についての質問を終わります。

○議 長

それでは、中地区の町有地についての質問は終わりました。

次に、2点目の日置川地域の若者広場についての質問を許可します。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

次に、日置川地域の若者広場について質問いたします。質問の内容につきまして、以前行った内容と重複していることが多々多いわけでありますけれども、そのことはご了承いただきたいと思います。重複した答弁をいただくことになることもあるかと思えます。また、繰り返しますけれども、私のほうからの質問もくだいようなこともあるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思えます。

自治体が行政を執行していく中で、事業において建物や施設が移転しなければならなくなったとき、移転しなければならない建物や施設の確保をしてから、建築なり建造を行うのが普通、当たり前前の行政を進めていく上でのことではないかというように思うのでありますけれども、この辺について、まず答弁を賜りたいと思っております。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

三倉議員から施設等の移転が必要な場合、まず、その代替の施設を確保してから、事業を行うのが当然ではないかというご質問をいただきました。

平成23年度に白浜町へ日置川テニスコートの基本設計作成に当たり、関係団体へ周知の際、出された意見としてまとめたものがございます。関係団体ということで、議会、日置川区長会、経済団体、小中学校を含む社会体育団体の皆様にご意見を伺っております。

議会からは特にご意見はなく、日置川区長会からは、国体開催日にはテニスコート付近の空き地を利用できる。ちょっと、このあたりが私も意味が十分取れないんですけども、そういう記録が残っております。それから、こういう意見が1件ございました。経済団体からは、コートの面数を最低でも18面、できれば20面にしてほしい。整備面数が多ければ多いほど大会誘致等の可能性がある。このようなご意見など13件の意見をいただいております。それから、小中学校やグラウンドゴルフの団体からは練習場の確保について、7件のご意見をいただきました。

しかしながら、どの団体からも、廃止となる日置総合運動場の代替地を整備してほしいといった要望はございませんでしたので、テニスコートの面数を多くして、住民の皆様が望む20面と決定をいたしました。そして、事業を進めてきたという経過がございます。

また、日置総合運動場を管理しておりました教育委員会としましては、国体開催に向けた施設整備に当たり、町当局から、教育委員会としての当該施設に対する意見を求められたことから、町長に対し、日置総合運動場の廃止については同意するが、同意に当たってはまず1番、地域住民への説明周知を十分に行うこと。2番、現使用者のそれぞれの活動に対し、当該廃止に伴う支障が生じないよう、可能な範囲においてできる限りの対策を講じること。

3番目に、整備された施設を有効に活用し、地域スポーツ振興に寄与することはもとより、更なる大会の誘致等により、当該施設を核とした活気あるまちづくり、地域づくりに推進するよう努めること。このような条件を付して同意をしたところでございます。

なお、2つ目の条件に対しましては、当時の国体を担当しておりました総務課において、それまでの日置総合運動場を利用していた団体の皆さんに、ご意見をお伺いし、日置小中学校のグラウンド、そして、グラウンドゴルフの練習場所の整備等を行ったところでございます。なお、整備費用は総額で1,792万665円、このようになっております。

以上でございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

丁寧な答弁、ありがとうございます。私はそこまでの必要もなかったわけです。というのが、割と実情について、日置川地域の方は、ある程度、国体が来るんだったら仕方ない話の中で、話が進めていると。だからということで、今、答弁いただきましたけれども、まさにそのとおりですけれども。そういった中で、今現在、そういう話があっても、手順は逆な形に来ているわけです。理由はともあれ。

ということは、いまだに若者広場はできていないわけです。そのできていない時期について、時期はいつやという答弁も、これ、回答もなかったということ、教育長、今おっしゃいましたけど、そしたら、それでいいのかということです。やっぱり、それは教育委員会から今、答弁がありました平成23年11月29日の付議事項というのですか、当局に出した中で、やっぱり、支障のないようにすることということで、それは継続して支障してきているわけです。この継続している支障の来していることと、なくなったことについての支障を来していることとは、別であるかもわかりませんが。

だから、期限というのは、そこそこ考えてもらわないと困るというように思ったりするわけです。その辺についての質問はそれぐらいにしまして、本題に戻ります。今も本題のことなんですけれども。

この日置川地域の若者広場に関する質問なんですけれども、平成24年12月の議会で質問し、それから平成25年6月議会でも質問したわけです。平成26年6月の質問に対して、このような答弁をいただいています。これは、教育次長の答弁だったように思ったりします。「若者広場の代替地ということで、昨年12月定例会においても同様の質問をいただきました。若者広場の代替地候補といたしまして、田野井総合運動場一部用地を購入し、拡幅することが最善であると考えており、ご提案いただきました後、早々に現地調査及び所有者の確認を行ったところである」と時の教育次長は申されているわけです。

少し余談になるのですが、この答弁をいただいて、事業が前に進むのと、私自身、早合点でありましようけれども、そういうことを思いまして、26年度ではこのことに関する質問は一切させてもらってないんです。

話はもとに戻りますけれども。このとき、青山次長の答弁である、「早々、現地調査及び使用者の確認を行った」ということは、あわせて地元の区長さんのところへも挨拶に伺ったと、私のほうとしたら理解しているのですけれども、それでよろしいわけですね。

○議 長

○番外（教育次長）

24年当時の一般質問の件のことで、ご質問をいただいております。ただ、教育委員会といたしましては、事業実施に当たりましては、必ず事前調査というものを行うものでありまして、最初の候補地でごございました矢田区につきましても、田野井区と同じように土地や家屋、それから所有者の調査を行っております。また、区長に何の相談もせずに勝手に事前調査を行うということは、相手方に対しまして大変失礼に当たると思いますし、あくまでも候補地の1つとして、調査させていただきたいとご相談するのは当然のことであると考えてございます。

また、新しく代替地として考えてございます民間企業の所有地につきましても、こちら、借地となりますので、勝手に土を入れたりフェンスを張ったりはできません。事前に相手方にどういった整備をするか、説明を行いまして、その了承を得た上で、整備にかかる費用を算出しております。

事業を行う際は、何の根拠もなく予算要求もできませんし、議会へも提案できません。用地を取得する場合、その土地の価格はどれぐらいであるのか。また、整備費用にどれぐらいの費用がかかるのか、事前に調査することは行政としては当然、行わなければならない作業であると考えてございます。

○議長

2番 三倉君（登壇）

○2番

今、教育次長、そうおっしゃいましたね。そうおっしゃるのはまことに結構ですし、そのとおりだと思います。そういう話の中で、青山次長は区のほうへ、その当時候補地は1つしかなかったわけです、田野井しか。先般挙がってきている候補地とか、矢田の候補地については当然できないというようなことで来ていたわけです。それが最善であるといつて、今、寺脇次長はどうかわかりませんが、私の議会の質問の中で、前次長は結局、最善地だということで話をしたと。その後、田野井の地区に挨拶に行っているわけです。挨拶に行っているということはどういうことなんでしょうか。答弁を求めるわけじゃないんですけど。

前後して、田野井の地区の方は、青山次長のほうから挨拶があったということで、前後して、日置川区長会に働きかけて、日置川区長会から要望書を提出しているということも、お伺いしているわけです、田野井地区に持ってきてくれということで。ですけども、その要望書に対する、あかんといいとも、そういうことについては何一つ返事がいまだにもってないということ、田野井地区の方はおっしゃっているわけです。ほかの団体の方にそういうような要望に対する回答というのですか、そういうことについては出しているのかもわかりませんが、事、田野井地区に関しては、そういうようなスタンスであるということですねん。

いずれにしても、議会での答弁から、また後日、地元へ挨拶に来たということから、田野井の地区とすれば、若者広場が、早合点してですけど、できるというようなことで、大変喜んでいたという形になるわけです。

それと、平成26年度に用地に係る不動産の鑑定料も予算計上されているわけです。その年については、それだけで結局予算を計上しただけなんですけれども、やっぱり地区とした

田野井地区に何の話もなくということでございますが、日置総合運動場の代替地の要望につきましては、日置川区長会の統一要望として提出されており、日置川区長会総会の席で回答をさせていただいております。総会でございますので、当然、田野井区長もご出席されていると思いますので、その時点での教育委員会としての考え方は伝わっているものと考えて、認識してございます。

それから、田野井区長のところへ断りに行ったというお話でございますけれども、平成27年5月に田野井区長が交代されました。それで、6月8日、新しい区長のお宅へお邪魔をいたしまして、その前の6月2日の全員協議会で議員の皆様方にご説明をさせていただきました資料をもとに、これまでの経過、教育委員会の方針をご説明させていただいたところでございます。その際、区長からは田野井区の地域振興のために、日置総合運動場の代替地を田野井に整備してほしいとのご要望をお受けいたしました。教育委員会としては、町当局から廃止となった日置総合運動場の代替地を整備するよう指示を受けているので、利用の少ない場所よりも、より多くの住民の皆さんに利用してもらえる場所を選定したい。また、代替地の選定に地域振興や防災対策を含めて検討することは難しい旨をご説明させていただきました。最終的に、区長からはその時点で、6月2日の全員協議会の時点で代替地が決定していないことの確認はございました。その後、27年6月25日付で、町長、議長、教育長宛ての要望書が田野井区長名で提出されたところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

区長会の話になって、日置川区長会の話になるんですけれども。日置川区長会としたら、早急につくってくれということの中で、結局、田野井についての話の中で、そういうような話があるというように聞くのですけれども。ただ、区長の話の中で、総会の中の総意で、区そのものとしては全然考えられないというような考え方を持っているわけです。頭から、上からそういうふうな話で行っているということになるんでしょうけど、区としたら、そういう形で来ているわけです。

だから、そのことについて、区で上から網をかぶせたから、それでという形にはならんと思うんですね、私は。事実、そういう話だったかということで、答弁としたら、そういうのは仕方ないのかもわかりませんけれども。話に行つて、その後、断りに行くって、それ、常識に外れていませんか。道徳心があるような話になりますか。まして、あなた方、今、日本の国が道徳、乱れてあるというような話の中で、あなた方教育委員会の、しかも次長さんはじめ、教育委員会の方がそういうことを通ると思って、結局、話を進めていくのですか。私はそこに、ちょっとおかしいというのじゃなしに、そこに少し疑問を感じるわけです。

事業として当たり前のことだというのは、言いに行くのは当たり前のことだというのはわかります。それは当たり前のことやから、そうされているわけですよ。でも、係は変わっても、青山次長のころから変わっても、それ、急に変わるということについては、何らかの話があつてしかるべきですよ。それが2年もおつて、それで田野井地区についてなんですけれども、何が悪いのかということです。地権者が反対した人、いましたか。そういう話に全然、話に行っていないわけですね。地域振興についてという話の中で私が質問させてもろたときに、田野井の地区の若者広場については、そこへ持ってきた場合、旧日置川地域の

中央に位置すると、ほぼ中央に位置すると。利用客にしても今後使いたい。地域の活性化にも寄与できるというような質問の中で、青山次長は最善だと考えるというような答弁をいただいたわけです。

それが、2年放り放して、私としたらそう思うわけです。係としたら区長会で話したからそれで済むと言ったって、そしたら、それで、区長会の話があるんだったら、その時点で田野井の地区へ、そういう話に行ったっていいじゃないですか。違いますか。それを今の時点で断りだけするというようなことになるわけですね。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

田野井の総合運動場整備という形で進んでいたということでございますけれども、代替地を田野井に決定して進めていったのではなくて、候補地の1つとして事前調査を進めてきたところでございます。仮に、田野井区の方に代替地を整備するという前提で、田野井区の皆様方に正式に整備することになったので、よろしく申し上げますであるとか、土地の買い取り金額を提示して協力をお願いしたのであれば、候補地を変更したことについては、まず、田野井区の皆さんに対し、ご説明する必要があると考えてございます。

しかしながら、これまでもお答えいたしましたように、教育委員会から事前調査をさせていただきたい旨のご相談はいたしましたのですが、正式にご依頼をしておりませんし、地権者の方に土地の提供をお願いしたという経過はございません。あくまでも田野井区に代替地を整備した場合、どういった課題があるのか、どれぐらいの費用が必要なのか、事前調査を行っていたところでございます。

調査をすることのご相談や土地の鑑定を行うことは、事前調査の範疇であると考えておりますが、平成27年、先ほども申し上げましたが、6月25日付の田野井区からの町長宛てでございます。その要望書にこう書かれてございます。「再三にわたり日置川事務所及び教育委員会へ地元選出の町会議員を通じ、ご依頼申し上げ、また教育委員会より若者広場への協力依頼があっても、今日に至っても何も進展のない状況です」、こう書かれておりますが、これまで、一般質問はございましたが、地元選出の町会議員さんを通じてご依頼を受けたことは一切ないと認識しております。

また、教育委員会では、これまでも一貫して田野井区は候補地の1つであるというスタンスを崩しておりません。要望書に書かれているような、このようなお話がどこから出て、どのように広まったのか、私としては、教育委員会としては全くわからない状況でございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

途中の経過をおっしゃって、話したことないと、田野井の地区にしたことないって、当たり前じゃないですか、そんなの。あなたが候補地と決めたのを引き継いでいるわけですよ、本来。引き継ぎがあるかないか、私はわかりませんよ。でも、あなたは独自でそういう格好で来ているわけですよ。独自で来ている話の中で、青山次長が答弁した、その答弁の重みをどう思っているのかということですよ。それで議会として許されるのですか。ここで質問して答弁というのは何なのですか。あなた、そのことを考えたことあるんですか。その答弁に

よって、あなた1人のことでそれ、進んでいくということは大きな間違いや、そんなの。違いますか、町長、どう思いますか、そんなの。

それから、そこまで言ってきたら、私、言うつもりじゃなかったんですけど、あそこで老人の運動会ありますね。町長も何回か出席されたことがあると思うんです。町長に就任してから。その席で、やっぱり地元の誰かが、町長、ここへ田野井の地区につくってくれるようお願いしますということをしたと、私は仄聞するんです。そしたら、町長、よろしゅうございますというような、いいような返事をいただいたということも聞いているわけです。そら、よろしゅうございますとは言わんでしょうけれども。それ、立ち話であったって、そういう、だから、そういったことが町長の言葉の重みで、田野井区に広がっているわけです。それが教育委員会からのそういうような寺脇次長の動き方です。こういうこと言いたくなかったですよ、一応、町長を支持していますから。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

その運動会でのやりとり、会話がどういうものだったかというのは、私は記憶にございませんけれども、仮にその時点で候補地の1つであるということの認識の中では、その時点で、田野井の住民の方からそういうご意見といいますか、ご質問といいますか、お話があったときに、何らかの形で、その時点での私の考えは申し上げたかもしれません。それぐらいしか、ちょっと今、記憶はございませんので、よろしく願います。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

町長、そういう認識では困るんですよ。やっぱり、あなたの発言というのは重いんですよ。新人じゃないんですから、説教するような格好で悪いんですけども。やっぱり、そういうことをいただいて、やっぱり今まで念願であったことを町長から、そういうこといただいたら百人力みたいな格好になるわけですよ。そういうことでしょう。

そういうことと、今、先ほど、寺脇次長からの答弁の中で、青山次長からの話としたり、結局、全然違う方向で、そら、当局としたり候補地だということをおっしゃっていますよ。候補地やけれども、青山前次長の答弁では、そこで大体進めていくというような答弁ですよ。それがあかなんだというのです。あかん理由は何かと、私は思うわけですよ。あかん理由としたり、地元へ伺いして、地元が反対しているとか、それとか用地の交渉にできないとか、そういうようなことであるんだしたら、反対、仕方ないですよ。話を何にもしないで1年放っておいて、帳面上というのですか、話としたり、この間の全協へ来るまでしたら、2年5カ月ほどですよ。だから、2年少しはそういう形で放っておいて、それで第2候補地を決めたからって行くわけですよ。こんなの、通りますか、普通、常識で。道徳もあつたものじゃないですよ、繰り返しますけど。それを答弁として堂々と、答弁やから堂々と言うてくれたらいいんですけども、間違つたことを堂々とやっているわけです、考え方というのですか、行い的なことを。議会で言っていることです。議会で言っていることが通らないんですよ、後。できていかないんですよ。

それで、第2の候補地とされる場所ですけども、その第2の候補地というところは、

大手企業の所有地ですよ。この土地を賃借するということですね。賃借するということは何なということは、解決したことにはならないですね。いつかは戻さなければならないわけです。戻さなければならないときに、また場所を探さんとあかんという問題が出ます。

候補地1については、用地の問題で難航しているという問題はありませんね。価格の問題で難航しているという問題ではありませんね。予定地場所についても、それほどの支障を来すということではありませんね。そういうような話の中で、賃借という形の第2の候補地があるわけですね。

それで、賃借の話の中でです。大手企業の係の方につきましては、私も少し存じ上げているものですから、話をお伺いしたこともあるのですけれども、企業地である日置の2042の31という所有地になろうかと思うのですけれども、その場所を若者広場の用地として貸していただけないのかというような話で、お伺いしたということだと思っております。その席上、話を聞いた企業の担当者としたら、町が困っているのであれば、少しでもお役に立てることになるのであればというような思いで、担当者は早速上司に伺いを立てたということですね。上司としても、やっぱり、いいことかというか、手助けになるのだったらということ、そういった格好で進んできたということでしょうね。

しかし、企業の担当者の方は、候補地1の田野井の経緯について、今、私が申し上げていた、要するに候補地1として何年か、ほか候補地がない中で来ていた。青山次長が最善地であると考えると、答えてくれたと。その後に挨拶に行ったと。それでそのまま2年半ほど放り放したと。その放り放したとか、そういうような経緯とか、田野井が反対しているとか、用地交渉でもめているとか、そういうような話は一切企業側は知らないわけです。ただただ、困っているのであれば、どうぞ使ってくださいと、町が困っているのであればということで返事したというように仄聞しているわけです。また、直接聞いたわけです。

それが、どうかと言うたら、今、申し上げたような問題があるということで、そういう問題があった場合に、企業側としたら、やっぱり躊躇しますよね、普通は。この問題で、企業側の考えとしたら、至極当然だと思うんです、困ってあったら使ってくれたらいいやと。こんなことについて企業側の答弁というか、企業側の対応について、私は私なりに、やっぱり自分の支持者の方に今申し上げたことを話しましたよ。そしたら、企業としたら、そら当たり前やろうなとやっぱり言いますよ。企業がとった行い。

というのは、何なと言ったら、田野井の問題を片づけてくれなかったら、やっぱり企業としたって、お貸しすることは二の足を踏むということなんです。そういうような話が知らない中で、二つ返事で貸すと言っても、その内容を知らない中で、知ったら、それでは、やっぱり企業としたら、田野井の問題を解決してもらわなかったら困るというのは、至極当然だと思うんですよ。

そういうような問題の中で、やっぱりなおかつ進めていくのかということ、借地であるものについて、進めていくのかというようなことということなんです。

私は、その今のこういった企業側の問題で企業に反対に迷惑をかけていることになりまね。企業に迷惑をかけているというのは、やっぱり今の問題、事実のことを話さないから、こういう問題が起こるのであって、賃借の話で企業側に真実を言っていない。だからといって、偽りを言っているとは言っていないよ。金なかったからこうだというようなことのそういうことを隠し持って話をしなかったから、それは係として善意であったか悪意であった

かわかりませんが、そういう事実があったから、こういう問題が起こっているということになるのではありませんか。企業としてもやっぱり大変困ることですやん、こんなもの。善意で言うたことが反対に地元からこういうことを言われ、ましてや、こういう議場の場で話題になるということだし、迷惑になると思ったりするわけです。

やっぱり、係の対応の仕方ではないのですか。だから、先ほどしました質問の官有地についても、職員の対応のまずさがそういう問題を起こしているし、こういう問題でもそうじゃないですか。やっぱりそういうモラルについて、もうちょっと認識もってもらいたいですよ、プロとして。

それから、その候補地についてなんですけれども、この間の全協の席上で、結局、野球はできないという形の比較対象の候補地等についていただいたわけです。それは何なということ、今の企業側の借地を借りた場合にはサッカーは十二分にできますが、野球はレフトになるのかライトになるのか、どちら側についての距離はとれないわけです。田野井の候補地についてもとれないということも出ているわけです。田野井の候補地はできないということは、なるほど、できないなと思うのは、教育委員会が設計した、その設計の状況からすれば、できないような設計をしているわけです、野球場がとれない。北側に用地を買収すれば、十二分に野球ができる、76メートル50の距離はとれるんです。野球場というのは、100メートル、プロはそれ以上あるでしょうけれども、規定からすれば最低76メートル50ほどであれば、規格に達するというようなことらしいですね。それを計画でわざわざできない計画へもって、野球はできませんということをおっしゃっているわけです。

そこまで、その距離を延ばせば、駐車場も十二分にとれる用地でもあるわけです。それで、駐車場もとれないような、そういう話はあったかなかったかですけど、そういう形で来ているわけです。それから、用地について、先ほど、盛んに代替地としてお金を1,792万何かがし使ったということを手柄そうに、私は聞こえましたが。それだけ金を使ってでも、やっぱり地元で迷惑をかけていないというようなことをおっしゃるわけです。と、私はとったんです。ほかの人は知りませんよ。

でも、そういった話の中で、お金がかかる、かからないという話の中でした場合、それは、借地にすればランニングコストは要りませんよ。当初も要りませんよ。しかし、また、やりかえんならん時というのは、必然的にお金が要るわけです。そしたら、今まで使った、借りていたときはどうだったんということも1つあるわけです、仮のときの施設をつくる時もどうだったんということもあるわけです。

それから、いま一つ、田野井の地区のグラウンドは、今あるグラウンドを拡張するわけです。拡張するということになったら、野球ができる76メートル50、その面積をとって、駐車場をとっても、今あるグラウンドの結局、2倍強を買収したら済むということですから、現在のグラウンドで3割近くを確保できているということですよ。ほかへ持っていくんだったら。そちらのほうが用地費についても安く上がるか、ないのかというようなことで、以前にも申し上げているわけです。そういったような私が申し上げたようなことから、以前の次長は最善だというような答えをいただき、そういう格好で進めていたのではないかと思います。

それと、野球のできるグラウンドということについてですけれども、それは3団体からも、そういう要望があったわけです、日置川の区長会であったり、それから、老人会であったり、

連合会、そういった3団体からもやっぱりそういうのは、同規模のというような話があったしということです。それが、結局、比較対象のときには、そういう格好でないということです。

それと先ほど当初に教育長から答弁いただきました付帯事項ですか、平成23年11月29日の。その中で、2つ目にある「現使用者のそれぞれの活動に対し、当該廃止に伴う支障が生じないように、可能な範囲においてできる限りの対策を講じること」と、教育委員会がおっしゃっているわけですね。それが野球のできないような形にしているということは、これ、野球ができませんということは講じないということになってくるのですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、田野井地区に対して、なぜ整備できないのかというお話でございます。おっしゃるように、住民の方の反対もございませんし、そういったお話も聞いておりませんが、前回の全員協議会でもご説明させていただいたように、現在、田野井に総合運動場を拡張してつくったとしても利用される方がいないと、ほとんどいないと。そういうのがまず1点目でございます。

それから、全員協議会の席でも費用対効果という部分を考えて上で、再度検討するようというご意見をいただいております。教育委員会としましては、そのご意見を受けまして、現在、調査検討をしている段階でございます。この間の資料にもありましたけれども、田野井の総合運動場、消費税を入れれば約6,000万超すと思います。用地購入、それからフェンス等の整備で6,000万ほどかかるという資料を示させていただいたと思います。あくまでも概算でございますので、それ以上になるのか、もっと安くなるのか、そのあたりは今後精査する必要があるんですけれども、ただ、田野井の運動場を拡張して、拡張して若者広場といいますか、日置総合運動場の代替地を整備するというのは、この間の全協でご説明させていただいたように、今のところ考えてございません。

というのは、今おっしゃった第2候補地の土地のほうが、費用対効果で申しますと、利用状況はそんなに多くはないんですけれども、田野井よりも少しは利用状況があると。そういった状況の中で、やはり、そちらのほうにするのか、もしくは田野井の総合運動場をそのまま駐車場であるとか、そういった部分を整備して拡張せずに今の面積のまま行うのか、それを考えております。

また、野球についても、野球を行っておるのは今、盆野球年1回やと思います。この間も、ほかの大会を誘致できるというようなお話がございましたけれども、そういった野球等を行うのであれば、逆を言うと、行うのであれば、近くにといいますか、近隣の市町に、上富田、それから田辺市に立派な野球場がございます。また、白浜町にも白浜球場、それから、栄の若者広場というのを整備してございます。そこで十分、野球、ソフトボール等、対応できると考えております。ただ、日置川地域にそういった野球場的なものが必要になるというお話でございますけれども、18年に合併をして、そういった合併のスケールメリットを考えるとすれば、やはり高速もできて、近くに、多分、10分、15分でこちらのほうへ来られると思います。そういった部分をご利用いただくのも、やはり合併のスケールメリットを考えていく上で、大事なことではないのかというふうに考えてございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

私が質問せんならんことを先に言うてくれたので、大変ありがたいことでもあるんですけど、全然違う答えをもらって。議長、それはそうと、あと時間どれぐらいある。

○議 長

あと12分です。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

12分。できんな、これ。今、いただいた教育委員会の教育に関して、費用対効果という考え方、もってしかるべき問題です。教育には金かけなければあかんわけです。知っていると思うんですけど、やっぱり教育に金をかけるということは、100年後の木を見いということです。そういうことです。それが地域のことであったって、社会教育であったって、学校教育であったって、同じことですよね。やっぱり長い目で見てもらわんとあかんわけですねん。

先ほど、高速道路ができたから、要は、栄なり何なり行ったらいいやというような話ですけども、寿野球ありますね。寿野球は白浜がやっぱり一応お金を出して、誘致している格好ではなしに、助成している格好ですね。それについて、やっぱり場所がないからと言って、栗栖川まで野球に行っているわけです。それは次長の考え方の相違になるんでしょうけれども、誘致していて、やっぱり地元でしていただきたいというのが普通なんでしょうけれども、せまってあっちへ行っているという格好にとれるわけです、時間の関係でも。考えの取り方なんでしょうけど。そういう場合、日置川にそういうのをつくっていただけたら、車でほん近いところにいるわけです。誘致になるわけです、地域の振興に。

先ほどからの答弁からしたら、地域の振興ということはあまり、教育だから考えていないとおっしゃっているわけです。この辺はそら、教育委員会の考え方でそれで、あなたの考え方1人か、それとも全体の考え方であるのかわかりませんが、でも、そういうことというのは、大変恐ろしいことだなと思ったりするんです。

先ほど、質問の中の11月27日の付帯事項ありますね、決めた。この決めた付帯事項というのは、会議で決めたことなんです。それが日にちもたちすぎているからということで、利用状況がないとか云々おっしゃるわけです。利用状況云々については費用対効果をおっしゃるわけです。教育委員会にだから、繰り返しますけれども、費用対効果ということが通るのかということです。そしたら、何もせんでもいいという問題、出てきませんか。

それから、田野井から場所が候補地2に変わったというような感じのときに、やっぱり田野井の人がこうおっしゃったんです。

○議 長

時間の関係がありますので、先ほどの1点だけ次長から答弁ください。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

寿野球というお話、まず出ました。寿野球につきましては、年2回、白浜のほうへ来ていただいているということでございます。年2回でございます。盆野球と合わせても年3回で

す。それから、地域振興云々というお話でございますけれども、地域振興にしましても、また、防災対策にしましても、それぞれ所管する部署というものがございます。今さらご説明する必要はないかと思っておりますけれども、あえて説明させていただきますけれども、各課の分掌事務につきましては、白浜町行政組織規則に掲載されており、第6条には防災対策に関することは総務課危機管理室、第9条には地域振興に関することは日置川事務所と明記されております。教育委員会の分掌事務はこの規則とは別に、白浜町教育委員会の事務組織等に関する規則に定められており、第5条に具体的な分掌事務を掲載しておりますが、どこにも地域振興、防災対策という文言はございません。

ただ、これまでも何度もお答えしておりますが、教育委員会だから防災対策も地域振興も関係ないというのではなく、町全体で考えることだという認識は持っております。しかし、どの課にもそれぞれの役割がございますので、それを飛び越えて、教育委員会が単独で地域振興や防災対策を検討するのは難しいということを行っているだけでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今の話で揚げ足をとるようではございますけれども、難しいから、そしたら、教育委員会、そのままで行っていいのかということも考えられるわけです。そう違いますか、町長。答弁なかったらいいですよ。

それから、先ほど話した中で、私、田野井の地区というか、日置川地域の中で一番言われたくない言葉があるんですよ。それは何と言ったら、合併して10年になるけど、日置に何もいいことないなと言うのですよ。ただ、住民はそういうわけ、やじは黙っといてくれ。住民はそう思っているわけです。白浜ばかりの予算使っておるなと言うてるんです。見てみいよと言って、西富田の小学校の新築や北富田の小学校の新築、それから白浜第一小学校でしょうと。今また耐震で、第二小学校の耐震もしやんねやろと。また、富田の中学校も何かあるというように聞いたなというようなことを言うわけです。私は、こういうことを聞くのは物すごいつらいんです。なぜかと言ったら、私も合併協議会の委員であったし、合併を進めてきているわけです。

だから、こういったことについて、私は私なりにやっぱり合併したから、テニスコートができ、駐車場ができてそういう格好があるということも説明しましたよ。でも、それは説明しても、やっぱり今言うようなことで、何というのか、納得していないような表情でもあるわけです。そういうのは大半あるわけです。あることないことよりも、そんなよう言うてるなというのは、やっぱり合併特例債にしたら、その後、見たら、やっぱり66億の予算の中で、また、教育委員会の予算にしても、今申し上げたようなことが物すごい目立っていて、日置川地域には少ないととっているわけです。そういったことからしたら、大きな物じゃなしに、やっぱり地元の間人が集えるような場所を設置したいというのが常なんです、考えなんです、願ひなんです。

それからしたら、時間もないものですから、もう1つ申し上げたいのは、先般、あれは関大の教授の講演がありましたね。コガノイベイか何かでその講演のときに、関大の澤山教授ですか。何かの講演があったわけです。その講演の中で、アフリカで活動というのですか、青年協力隊みたいな形、ああいう形で行かれていたときの体験だと思うんですけれども、そ

ういう中で運動場をつくって地域の活性化を図ったというのです。それが一番早道だったとか、一番よかったというようなことをおっしゃるわけです。その講演を聞いて、それは国体のほうの主催だったんですけれども、一応、最後には教育委員長さんが挨拶されたんですよ、そのことについて。

ということは、私は何を言うかと言ったら、やっぱりそういう地域の活性云々ということは、先ほど、寺脇次長はああいうことをおっしゃいましたけど、やっぱり地域の活性というのはそういうことがあるということを、一翼担っていると違うのかなと思うんです、教育。ましてや、最後の挨拶で教育委員長が挨拶したわけです。そういったことからしても矛盾を感じるわけです、今の対応の仕方について。講師を呼んできて、そういう話をしていただいているわけですよ。

結局、寿野球に戻りますけれども、あれは要するに開催日の時間がないからということで、ほかでも球場を設けてもらわんとあかんということの話らしいんです。そら、そうでしょう。それで、今回、この機会に盆野球は2回しかないから行けと。栄のグラウンドに行ったらいいやないか、どこへ行ったらいいやないかと、そういうことじゃなしに、やっぱり地域ということの中で考えてもらいたいなと思うわけです。その地域でそういうのを置くというのは、立派な物、それは観客のスタンドつくれとまで言いませんよ。そういうことをすることによって、やっぱり客を呼べるわけでしょう。寿野球は白浜へ来てもらっているんでしょう。そこら辺のことなんですよ。

そら、担当課は教育委員会だけのことを言ってもいいと言ったって、大きな流れの中で、教育委員長が最後に挨拶しているわけでしょう、コガノイベイでした時。

それから、先ほどの付帯事項のこれですけれども。この付帯事項を決めたときに、町長、あなたも教育委員として参加されているんですよ。こういうことをしていったらいいんじゃないかということ。それが、1人の係がかわったことによって、ないがしろにされていくんですか。時間もないから、ちょっと最後ですけれども。

○議 長

まず1点、町長から答弁をお願いします。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、三倉議員から地域振興に関する課題ですとか、いろいろとご質問いただきました。これ、地域振興というのは、やはり町の教育委員会だけじゃなくて、先ほど次長も申し上げましたけれども、町当局、それから町の職員全体が一体となって、町当局として、やはり方向性を出していかないといけないというふうに思っております。

これは今後の課題ではございますけれども、特に、この先ほどからの議員のご質問に関して言えば、やはり十分な、今まで田野井の、特にこの若者広場の建設につきましては、誤解もあったかと思えます。ですから、これは今後、やはり教育委員会並びに町当局としまして一定の反省をしながら、今後、時間的な制約の中で、できるだけ住民の方々のご理解をいただけるように努力してまいりたいと思えます。

それから、もう1点は、やはり、田野井区の振興と申しますか、地域振興についてでございますけれども、最後に答弁をしたかったですけれども、この日置川地域のやはり中央に位置しておりますし、JRの日置駅からの近くで、この8月30日には日置川インターチェ

ンジが開通いたしまして、5分という非常に恵まれた立地状況でございますので、この日置川の地域振興を考える上では適地であるというふうに考えてございます。この地の利を生かすためにも、やはり、今の旧田野井小学校の校舎ですとか、あるいは敷地も含めて、その周辺の一帯をどうやって活用していくのか、検討していきたいと考えてございます。

田野井だけの問題ではなく、日置川地域全体の課題として捉える必要がございます。現在、計画期間を平成28年度から32年度までの5カ年とした、新たな白浜町過疎地域自立促進計画の策定を進めております。その中でも日置川の地域振興について盛り込んでまいりたいと考えております。12月議会には提案できる予定となっておりますので、議員の皆様のご意見も賜りたいというふうに思っております。

いずれにしても、今後は日置川事務所を中心に関係各課が連携して検討するとともに、日置川区長会のお力添えも賜りながら、どういった施設が、施策が日置川地域の振興に有効なのかということ、協議検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

あと1分で。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

その候補地に関しては、まだ問題山積されているわけです。私が申し上げる話の中で、借地やということも1つですけれども、やっぱり田野井の問題がきちっとしなければという企業に迷惑をかけているという事実ですよ。この問題も考えてもらわんと困るわけです。次長、わかっていますか、それは。そういうことですよ。

それから、いま一つは、時間かかり過ぎているから、先般の全協では原点に戻れというような同僚議員からの質問もありましたけれども、それと、建設に当たって、やっぱり手柄そうにおっしゃっていたお金の金額、1,792万何がし要ったんやというようなことを、お金がかかるのであれば、私が申し上げたいのは、やっぱり過疎債でも使っていて、だから、私はさっき極端に小学校の話を出しましたが、新築の云々というよりも。やっぱり、それはそれでいいわけですよ、使えるのを使ったら。でも、使える補助金があるんですから、使える補助金を使って、そうしてもらえたらなと思ったりもするわけです。

公債費比率からしたら、今の段階からしたら、それにぎりぎり払えないというような財政でもないと思いますし。そういったことも含めた中で、やっぱり地域振興を考えていただきたいと思うんです。地域振興関係ないって教育次長はおっしゃっていますけど。それは横の連絡をとったらいい話であって。そういうことです。だから、横の連絡とれとらんというより、根本的に田野井をする気がないから、そういう格好が出ていると思うんですけれども。そういうことでは困ると思うんです。

決まり事で決まっている話を進んでいっていないということですから、やっぱり町長、決まったことをそのまま行っているということで、それが町民が安心するというものですから、安心する行政をやっているというのを提案して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

時間です。

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 12 時 15 分 再開 13 時 25 分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外 (事務局長)

諸報告を行います。

休憩中の議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日、議案第75号から報告第15号が提出されましたが、本日は資料配付にとどめることになりました。議案第75号から議案第85号の決算認定につきましては、申し合わせにより決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。本日、議会終了後に議員懇談会を開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は、写真撮影を許可しております。引き続き、一般質問を行います。

7番、水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。まず、1番に改定介護保険についての質問を許可します。

7番 水上君 (登壇)

○7 番

水上です。どうぞよろしくお願いします。

1つは、夏に思いましたことをちょっと述べたいと思います。白良浜なんですけど、早朝、5時に私、散歩に行くんですけども、生活環境課職員さんが入ってくれています。もっと早い時間から多分入っていただいていると思うんですけど、毎日、早朝からの業務、お疲れさまでした。おかげで本当に朝の浜、きれいだったです。それだけ感想ですけども。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

改定介護保険について、最初に。2015年4月1日から介護保険制度が改定され、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るとして、いよいよ利用者の負担増が8月から始まり、一定の所得以上なら自己負担が1割から2割になりました。これは全国では65歳以上の5人に1人に当たるそうですが、白浜町での対象者はどのぐらいの人数になるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

水上議員から改定介護保険についてのご質問をいただきました。

介護保険サービスの利用者負担につきましては、平成12年に介護保険制度が始まって以来、原則1割負担での利用となっておりますが、ことし8月より一定以上の所得者の利用者負担が2割に変更されました。8月1日施行時の認定者数と利用者負担割合について、ご

報告させていただきます。

ご質問のございました2割負担対象者は、合計所得金額160万円以上の所得を有する本人のみとなっており、同一世帯内の1号被保険者の年金収入と合計所得の合計が346万円未満の場合、世帯としての負担能力が低いとして、1割負担に戻されることとなっております。国の推計では、在宅サービス利用者の15%程度、施設サービス利用者の5%程度が2割負担となるとされています。

白浜町では、認定者1,518人のうち、2割負担対象者は5.1%に当たる77人となります。入院やサービス不要等により利用されていない方は13人となっておりますので、実際に2割負担されている方は64人となります。内訳は、居宅サービス利用者945人のうち52人、5.5%。地域密着型サービス利用者の41人のうち3人、これは7.3%。施設サービス利用者277人のうち9人、3.2%となっております。いずれも国の推計より低い数値となっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設入所やデイサービスに関しても、食費、住居費に対する補助の条件が厳しくなり、利用者負担が1割のままでも支出が大きくふえるケースがあつて、年数十万円規模でふえる方もあると聞きます。これら利用者の負担増についての状況はいかがでしょうか。どんな改正が行われているのかと。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

特定入所者介護サービス費として支給をされております介護保険施設入所者の食費、部屋代の負担軽減の基準変更につきましては、世帯分離をしている配偶者の課税状況や本人と配偶者の資産の勘案となります。民法上、夫婦間においては他の親族間の扶養とは性質を異にする生活保守義務があるとのことから、今回の改正によりまして、世帯分離している配偶者につきましても課税状況を勘案することとなりました。

また、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を有することにもかかわらず保険料を財源とした給付が行われることは不公平であるとのことから、資産を勘案することとなりました。預貯金等の金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

平成27年7月31日の負担限度額認定更新対象者は408人、更新等申請者は340人となっております。そのうち、本人課税による却下が16人、配偶者課税による却下が3人、資産基準額超過による却下が12人。以上、却下総数は31人、認定者は309人となっております。なお、平成27年3月の補足給付利用者は299人となっております。例えば、利用者負担段階第3段階の方が基準額以上の資産保有者であった場合は、第4段階の該当となります。基準額の食費と部屋代をお支払いいただくこととなります。このときの差額は1日1,200円となり、月額36,500円、年額43万8,000円の負担増となります。ただし、年度途中で預貯金の金額が1,000万円を下回るなど、補足給付の対象となったときには、申請月から該当することとなります。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

答弁の中に、私、これから質問させていただくことと重複する部分があるのですが、また質問させていただきます。

食費とか部屋代の負担軽減の申請後に、ことし8月からは財産や預貯金の金額も確認するようですが、家計が丸見えになって嫌だという方もいます。なぜここまで国がするのか、食費、部屋代の負担軽減サービスの対価に従えというのも、どこか封建的だと思います。介護の尊厳が、そこでは守られていません。

平成12年からの介護保険導入から、介護保険は利用したサービスの費用の1割負担が原則で、先ほど町長も答弁にありましたけれども、1割負担が原則で現役から外れて年を重ね、身体的に少し不自由なことが出て来ても、誰に気兼ねすることなく介護保険制度の中で利用者は、安心して介護サービスを受けられました。また、介護者も介護をしながら仕事や子育てができて、私も2人の母を介護し利用させていただきました。本当にありがたい制度です。

しかし、年々の利用者増で、ことし8月から第1号被保険者65歳以上のうち、収入から控除などを引いた所得が160万円以上なら、原則2割負担になる。今回の法改正の内容は、あまり知られていなくて、自分が2割負担になるとわかって驚く人が多いのではないかと、研究者は危惧していましたが、自分が該当するかどうかは、町から送られてくる負担割合書で確認することになって、ところが、負担増は書かれていますが、実際に、郵送での説明ではよくわからないとの声が届いています。

負担能力を考慮して、自己負担を1割にとどめる救済措置や、所得などによって負担額の上限を定めた高額介護サービス費という仕組みで、上限額を超えた分は払い戻されますが、高額介護サービス費の負担上限額自体も、所得の高い人は8月から上がり払い戻しがなくなるケースもあり、改正後の負担はふえる場合がある。

また、これまで世帯分離をして施設入所をされていたケースで補助を受けている人は、特養の入所者の約3分の2に及ぶと言われていましたが、8月からは世帯が別でも在宅の配偶者が住民税の課税対象者なら、補助の対象外となるなど、このようなことから、改正前から懸念してきましたけれども、介護サービスの利用を控える人が多くなるのではないかと心配しましたが、必要なサービスが受けられなくなるのではないかと心配しましたが、現状はいかがでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

高額介護サービス費の見直しについてのご説明をさせていただきます。

今回の法改正により、課税世帯の介護サービス費の自己負担額の上限額が3万7,200円のほかに、現役並み所得に相当する方がいる世帯の区分が新設されました。同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合に対象となります。ただし、同一世帯に65歳以上の方が1人の場合には、収入が383万円未満、2人以上いる場合には、収入が520万円未満であるとき、申請により上限額が3万7,200円に引き下げられます。対象者には町のほうから申請書を送付いたします。なお、所得により高額介護サービス費の払い戻しがなくなるというようなことはございません。

以上のことから、例えば、要介護5の方が2割負担で限度額まで利用した場合、自己負担の1割の月額3万6,065円が、2割の月額7万2,130円になりますが、高額介護サービス費により上限が月額3万7,200円、または月額4万4,400円となるため、月額にしまして2万7,730円から3万4,930円の払い戻しの支給が受けられます。したがって、自己負担額は月額595円から7,795円の増加のみとなります。

2割負担の方の場合、もともと負担限度額認定の対象外であるため、食費、部屋代の負担の増加はございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

必要なサービスが受けられなくなっているのではないかと心配しました。その現状、というのは、施設の方に、私もインタビューさせていただいたんですが、やっぱり利用料が高くなることで控えるというか、そういう方も実際にいらっしゃると思いますけれども、現状いかがでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

私が今、確認できているところでは、ケアマネさん等に確認をさせていただいたところでは、このことによって介護サービスを控える等の報告は、今のところは受けてございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

高額介護療養費ですか、その支払いですけれども、申請があつてから。また、医療費のように委任払いですか、何かああいう制度というのはないのですか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今のところ、その制度はございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

そういう町が独自の、まず手続きができれば、お年寄りにとっては払いやすいし、手続きが煩雑というか、申請書を後で書かなければならない。そういうことも含めて楽になるんじゃないか、使いやすくなるんじゃないかと思います。また、それも研究していただければいいかと思いますが。

次に、地域包括ケアシステムの構築では、重度の要介護者や医療を必要とする要介護者などを在宅で支える仕組みや、在宅で暮らす中重度者への対応の仕組みをどのようにつくるかが課題で、また、要支援などの軽度者について、訪問介護と通所介護について、予防給付の対象から外し、新たに創設する介護予防日常生活総合支援事業で地域支援事業に移行させ、そのケアの担い手としては、専門職ではない地域の住民や一般雇用者を想定して、費用の切

り下げを図っていくと聞いていますが、白浜町では今後どう進んでいくのでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ご質問いただきました地域包括ケアシステムの構築について、ご説明させていただきます。

まず、中重度者を在宅で支える仕組みにつきましても、平成30年4月より地域支援事業として実施する在宅医療介護連携推進事業として位置づけられます。現在、田辺圏域在宅医療介護連携推進検討委員会への参加、田辺保健所圏域における退院調整ルール策定事業の開始に向けての協議、田辺圏域保健医療介護の連携体制の構築を進める会議への参加等により、積極的に取り組みを進めております。

また、新しい総合事業では、介護予防生活支援サービス事業として、現行の訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、多様なサービス等が想定されております。新しい総合事業の移行は、平成29年4月となっておりますが、事業内容や実施方法等を整理し、既存サービスや地域資源等の有効活用などの態勢整備を図るための検討を進めてございます。

町としましても、新しい枠組みの中で給付の効率化や適正化を図り、ヘルパー支援やデイサービスが必要な方には継続して利用していただけるよう、サービス提供事業者の確保等に努めてまいりたいと考えております。現在、現場レベルで地域包括ケアシステムの研究会として地域包括ケア研究会を立ち上げて、新しい総合事業、認知症対策、医療介護連携、生活支援体制整備など、各事業に担当者を割り当てまして移行に向けた課題の整理や進捗状況の報告会を月1回実施してございます。今後も近隣市町と情報交換をしながら、事業の円滑な開始、移行に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

予防給付から外され新たに移行する地域支援事業についての一部給付が縮小され、町が行う地域支援事業の重要度が増す大きな見直しが行われていきます。対象者に係る一部給付の見直しなどでふえる負担を、町単で助成できるような方策、そういうことも考えられるのでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今のところ、この移行に関しては、勉強会とかを開きながら検討を重ねているところでございます。円滑な移行に向けた取り組みをしていきたいと考えます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

経過措置もあるので、29年、30年に向けてということになるかと思いますが、この給付外し、そして2割引き上げになったサービスの利用料ですけれども、それを先ほど、地域支援事業として移行していく、これから年数をかけた中で構築していくものだと思うのですが、その場合、これから白浜町では、例えば給付を外して縮小する、2割になった利用料、

それなどで歳入というのはふえていくのですか。

それと、国県の補助金がありますよね。それは改正から今後、どのように変わっていくのかというような、そういう情報はありますか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
その情報につきまして、まだ確実な情報は出てございません。

○議 長
7 番 水上君（登壇）

○7 番
では、これからいろいろ協議の中でというのですから、もう1つ、お尋ねしておきます。

介護労働者の処遇の改善とか、それから、低いと言われている介護報酬。これらも改正で見直されるのかなと思うのですが、その辺の情報はいかがでしょう。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
その情報につきましても現在、国、県からある程度の情報はおりてきているのですが、まだ確実な情報というものはおりてきてございません。今、月一でこの制度に向けての勉強会も開いていますので、その中でいろいろ、国、県とも情報交換しながらやっていきたいと思えます。

○議 長
7 番 水上君（登壇）

○7 番
これまでに、介護従事者の離職者が多いというのは、ずっと問題になっていたと思うのです。やはりこれから、改正になっていくわけですから、その辺も含めて、協議の中に入れていただいて、施設介護報酬が少ないとか、労働者の処遇改善の中で、離職者を減らすということを考えながら当たっていただきたいと思えます。

次に、2025年には段階世代が75歳以上になるので、これに備えるべく国は介護保険を改正し、この2014年6月には医療介護総合確保推進法が成立しました。高齢者が急増する2025年問題と言われ、厚生労働省の推計によると、2025年に向けた介護人材に係る需給推計について、必要とされる介護人材は約40万人が不足することになると言われています。あと10年の話で、そう遠い話ではないと思えます。白浜町もこのことに向けての推計や介護需要に対し、どれだけ供給できるかとする充足率について、どう試算されていますか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）
介護保険制度が開始された平成12年には、全国で約55万人でございました。介護職員の数も平成25年には約171万人と大幅に増加してございます。高齢化とともにますます需要が高まり、平成37年には約253万人が必要であると言われてございます。約38万

人の人材が不足されると推計されています。和歌山県におきましても、平成37年には県内で2万5,162人が必要とされており、従事者が4,187人不足すると推計が出てございます。

白浜町におきましても、介護需要がますます増加し、人材確保が重要な課題となつてまいります。和歌山県労務局の報告では、平成19年には3万1,905人ありました医療福祉事業者数が、平成26年には4万5,000人と4割増加してございます。これは全産業の19.7%となつてございます。全国平均の12.4%と比べましても高い数字となつてございます。ただ、従業者数は増加しておりますが、先ほども議員がおっしゃられたとおり、離職者の高さが問題となつており、雇用環境の改善が課題となつております。量的確保と質的確保のため、介護人材の量と質の好循環を進めるという視点に立ちまして、参入促進、資質の向上、労働環境、処遇改善の総合的な取り組みが必要となります。

白浜町といたしましても、介護事業者を初め国や県などの地域の関係者の適切な役割分担とともに、連携して取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

住み慣れた土地で十分な介護サービスを受けられるようにする行政の役割があると思います。要支援サービスが保険対象外となった、このサービスを継続して地域包括ケアへつなぐために、地域と高齢者の生活実態は調査できているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その実態なんですけれども、今のところ、きちっとした調査はできてございません。推計としてやっている程度でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

民生課長から今の実態を聞かせていただきました。やはり、これ、今後に向けて、29年、30年に向けて、この生活実態というのを本当に調査をしていただいて、それを反映させていただきたいと思います。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その実態につきましても、今、社協とも協力をしまして、社協と抜け漏れのない要支援者の発掘の事業もしていますので、その中でも取り組んでいきたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

やっぱり、データにするというか。それで、いろんな部署で使えるというのもおかしいのですが、その実態を白浜町の実態として施策に反映できるようにしていただきたいと思いま

す。

次に、介護保険で等しく同一水準の認定、給付が受けられることが望ましいのですが、介護保険事業としては、年々増加している利用者の推移から見て、今後の需要もさらに2025年を控えて増大していくであろうし、また、今回のように給付から外される事業や町に課せられた事業も出てきて、今後は自治体によって、介護サービスの差、さらに保険料の差が大きく出てくる懸念や、サービスの低下の懸念など運営課題が多く、今後、保険料に反映せずに介護サービスを維持し、町単で運営していくのは難しい、厳しいのではないかと。以前から提案しておりますけれども、広域連合組織での運営を行うべきではないかと考えます。市町村レベルでこのような協議というのはされているのでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

第6期における介護保険料基本額につきましては、白浜町では5,975円となっております。これは県平均の6,243円を下回っております。県内の最高は6,860円で最低は4,400円となっております。県内でも差がございます。平成42年の推計では、先ほど最低金額であった市町村の保険料が、最高金額の1万5,268円となっており、白浜町でも8,535円となっております。人口に占める高齢者の割合等によって、かなりの差が生じてくるものと考えてございます。

ご質問のございました広域連合での運営につきましては、現在のところ、市町村レベルの協議は行っておりません。議員のご指摘のとおり、介護保険サービスは全国どの地域においても同一水準の給付が受けられることが望ましいため、白浜町におきましても国や県、近隣市町村と情報を共有し、今後も必要なサービスの確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

既に第6期に入り、改定介護保険事業として大きな課題がありますけれども、ニーズや利用者負担と、先の保険料への影響にも配慮して計画されたと思います。平成12年に介護保険導入、保険制度が導入され、当初は介護保険料が全国平均、月2,911円でした。合并当初、白浜町は5,842円で、近畿で一番高額だったと記憶しています。

現在の全国平均は4,972円で、白浜町では先ほど、民生課長の答弁にありましたけれども5,975円。今後、2025年には全国平均8,200円程度になると想定されています。今回の見直し、2025年を見据えたものですが、保険料が余り高額になると払えなくなる滞納者も多くなるのではないかと。介護保険が存続できるのかと危惧する方もいます。制度の持続が超高齢化社会を支えていくと考えますが、改めて介護予防支援などによる元気な高齢者をふやすまちづくりを、さらに進めていただきたい。

また、現在、このために介護保険会計、介護保険事業会計での基金の推移と余剰金があるのか、伺いたいと思います。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

介護保険の基金の取り崩し状況につきましては、第4期中に介護給付費準備金の取り崩しや積み立てを行いまして、約1,001億8,000万円であった基金から1億170万6,000円の取り崩しを行ってございます。介護保険給付費は翌年度精算のため、それらを含めました純粋な第4期からの繰越額は5,126万4,494円となっております。5期では基金の取り崩しは行っておりませんが、平成26年度第5期最終年の純粋な繰越金額は3,444万2,278円となっておりますので、繰越金は5期では発生してございません。第5期事業計画内での剰余金というのは、発生してございません。第5期最終年度の平成26年度につきましては、未収金回収等の取り組みもありまして、単年度収支では若干の黒字となっております。現在、介護給付準備基金としておりますので、第3期の事業計画時のこのときの基金の、現在残っている基金は第3期の事業計画時の剰余金のもとなっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

最後に、白浜町の介護保険事業、今後について、町長と担当課の考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、水上議員からいろいろとご質問をいただきまして、町の介護保険、あるいは、これからの介護事業に対してのさまざまな課題がございます。先ほど、お話にもございましたように、介護の人材の確保、従事者数はふえておるんですけども、非常に離職率が高いと、これは全国共通なんですけれども、そういったこともございますし、雇用環境の改善を必要としておりますし、当然、参入の促進もしないといけませんし、もちろん雇用の確保に基づきましての適正な報酬といえますか、そういった給与体系も必要かと思っております。これは国のほうの施策にも関係してきますので、町として云々というのはできませんけれども、そういった課題がございます。

そしてまた、町におきましては、今現在、ちょうど高齢者人口が7,870人ということで、この平成27年7月31日現在ですけれども、高齢化率が35.1%にも来ているということで、これからますます、この被保険者数もふえていくと思います。認定者数もふえておりますので、今後やはり、先ほど民生課長の答弁にもございましたけれども、できるだけ広域連合での運営につきましては、現在のところ、市町村レベルでの協議は行っておりませんが、やはりもっと広域でも考えていかないといけないと思いますし、町としましても、基金の取り崩しをできるだけしないような形での介護保険、あるいは介護事業の合理化の推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

担当課としましても、今後、やはりこの地域包括のケアシステムの構築、それからまた、

新しい総合事業に向けての取り組みを今後、強めていきたいと考えてございます。これはやっぱり、抜け漏れのない支援というものが必要となってくるので、その方向に進んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。今後、改正されておりますので、今後の構築に向けて頑張ってくださいと思います。これで介護保険についての質問は終わります。

○議 長

以上で1点目の改定介護保険についての質問は終わりました。

次に、2点目の観光施策と白浜インターについての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、観光施策と白浜インターについてお尋ねをしたいと思います。今夏の観光動態、入り込み客数、イベントなど成果はどうであったのか、最初にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、今夏の観光動態等について、ご質問いただきました。夏休みに入る7月の3連休前に台風の影響を受け、開通したばかりの紀勢自動車道の上富田インターチェンジ付近のり面が崩落し不通となりました。また、JRでは広川駅の付近の線路に土砂崩れがありまして、これも不通となってしまいました。幸先の悪い夏のシーズンインとなったところではございますが、その後は天候にも恵まれ、2回の花火大会を初め、イベントが予定通り開催され、たくさんの観光客の皆様にお越しいただくことができました。

昨年夏の夏に比べ天候が良かったこともありますが、7月12日に開通しました紀勢道の南紀白浜インターチェンジの影響も大きく、そして何よりも、町内の観光関係の方々のご努力もあり、多くの観光客の方々に来ていただけたものと思います。詳細につきましては、担当課から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、水上議員より入り込み客数等々についてのご質問をいただきました。この7月、8月の数字で申し上げますと、日帰り客が29万人、宿泊客が45万人と、昨年比で110.60%で、日帰り客で約4万人、宿泊客で約3万人の増加となっているところです。海水浴客数も昨年は悪天候の影響、また、近年言われております海水浴離れもあり、白良浜海水浴場も55万人の数でありましたが、ことしは58万6,000人と、少しではありますが増加したところでもあります。その他の海水浴場も期間が短くなったものの、昨年並みの数字となっているところです。

イベントの成果につきましては、台風の影響でキャンドルイルミネーションの中止が2度あったところですが、そのほかの花火大会等のイベントは無事開催することができ、たくさ

んの観光客の方に楽しんでいただけたものと認識しています。観光協会等も新たなイベントを取り組むことはできませんでしたが、既存イベントを長年継続していることで認知度も上がっていることや、また、県関係機関等とプロモーションを続けていることも、大きな成果につながっていると考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

数年前ですけれども、イベントなどの精査というのでしょうか、主催者はやはりある程度の入り込みがあると、それで成功と見るかもしれませんが、やはり検証がなかなかできていないということで、指摘させていただいたことがあるんですけれども、その中で、先ほど課長が言われました、新たな取り組みというか、そういうことはないんだけど、既存のもので十分認知されてきているということは、確かに私もそう思いますけれども、例えば、そういうイベントの集客の報告などをたまに見せていただきますと、どうやってこれ、カウントしたのかなという、実勢の数字に合うのかなというようなこともありますので、やはり、今後、関係団体と夏の反省会ですか、懇談会か、そういうのがあるかと思うのですけれども、ぜひ、経済団体と連携を組んで、その検証からまずスタートしてください。せつかく数字的なことがこの夏の終わり、出ているはずですから、そういうことから、やはり次に、今後に活かしていただきたいと思います。

それから、臨時駐車場の費用対効果。これ、毎年伺うんですけれども、いかがでしたか、ことは。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

臨時駐車場についてご質問をいただきました。ことは7月30日、そして8月10日から16日までの合計8日間の開設となっております。駐車した車の数につきましては、174台で天候不順であった昨年よりは、35台の増加となっておりますが、議員ご指摘の費用対効果を見れば、1台が駐車料金1,000円でありますので、174台で17万4,000円、支出につきましては、バス、警備代等で約100万円ということですので、大きく赤字となっているところであります。

料金は1,000円で、そして白良浜まで空港跡地からシャトルバスを運行しているという利便性もあるんですが、どうしても浜周辺の駐車場から利用され、そして、以前に比べて民間駐車場業者がふえたことや、また、フィッシャーマンズワープ白浜の駐車場の整備もできたこと、そして、昨年からです、駐車場連絡会というものを持ち上げ、浜周辺の駐車場の空き情報をスマートフォンで検索できるサービス等も行っておりますので、空港跡地の臨時駐車場の利用者がふえることには、至っていないのではないかと考えております。

ただ、花火大会の無料駐車場としては、たくさんの方々に利用していただいておりますので、その部分では違法駐車、交通渋滞の緩和には効果があると考えています。来年度につきましては、花火大会時のみ無料で開設することなども含めて、運用について検討していきたいと考えています。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

その白浜町駐車場連絡協議会ですか、シールができていますよね。こんなシールを見たような気がします。看板ですか、あれ、いいなど。民間を圧迫してはいけないんですけども、以前は、やはり、空港跡地臨時駐車場への誘導するような、道すがらに看板もありまして、そのころから比べて台数的にどうなのかなと、そこの検証は私もできていませんけれども、これ、前々から費用対効果というのは、ここには望めんのですが、どうなのかなと。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

この臨時駐車場につきましては、合併当時からもかなり力を入れて、そのときは駐車場が少なかったことも含め、現在も駐車場までの案内看板のほうは、ところどころというか、かなりの枚数をつけているんですが、やはり、今、議員ご指摘の民間駐車場の充実と言おうか、その部分を含めて、どうしても最後に空港跡地のほうに利用するということになっているのが現状であります。町としましても、議員ご指摘のとおり、ほかの民間駐車場業者を圧迫するという事は、あってはいけないと思いますので、この連絡会では町、商工会、そして観光協会と、あと民間の6社の駐車場業者が入っていただいて、自分のところが満車になれば、ネット上で満車となって、ほかの駐車場の空き状況を検索できるということになっておりますので、この部分では駐車場業者同士が連携を持った取り組みになっていると考えています。

○議長

7番 水上君（登壇）

○7 番

臨時駐車場の閉店時間というのですか、これ、何時でしたか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

夕方の6時、18時になります。

○議長

7番 水上君（登壇）

○7 番

利用者の方はやはり早いと、そういう印象があるんです。だから、浜で遊んでご飯でも食べて、さあ、帰ろうというときに、どうしても早いので、5時過ぎには戻っていかないといけないという意見は聞いております。大分前から聞いております。そういう意見がありましたということだけ、お伝えしておきます。

次に、海水浴場周辺の安全について、3年前に水上オートバイの暴走や海水浴場に入ってくる実態を報告しました。いまだに苦情が寄せられています。平成24年にも一般質問で水上オートバイに対しての危険行為の事案を紹介し、指導の必要性和禁止行為や事故についての条例制定ができないかなどを提案しましたが、今夏はその対応をどこまでできたのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

水上オートバイについてのご質問をいただきました。夏シーズンにはたくさんの上水オートバイの愛好家が白良浜周辺に来るところであります。議員ご指摘の苦情の件につきまして、海水浴場の周辺では観光課のほうには苦情と言うか意見は数件のみで、その都度、ライフセーバー、警備員と連絡を取り合い、対処を行ってきたところあります。

また、海水浴場内にルールを守らずに水上オートバイが侵入してきたということで大きな問題に至ったケースは、今年度はありませんでした。

対策としましては、海水浴場の外側、一番の沖側でかなりのスピードで走る水上オートバイも多くありますので、町としまして警戒船を出し、危険な行為にならないよう注意喚起をし、また、海上保安庁の監視船も見回るなどの対応をしてきました。そして、昨年までとは違う点としまして、海水浴場内の一番外側に、県の公安委員会の遊泳区域を示すエリアブイを設置し、その中にサメ防護ネットを設置しましたので、昨年までのように水上オートバイが大外のサメ防護ネットと遊泳ブイの間を走ることはなくなりましたので、一定の対策になったところと考えております。ただ、議員がご指摘の水上オートバイを取り締まるという海上のルールは、今のところありませんが、海水浴場周辺、特に白良浜におきましては、今後どのような規制が可能であるかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

まず、ことしですけれども、マスコミがやはりその辺の取材に来てくれたと。ところが、ブイがちょっと外れていて、管理がちゃんと徹底できていない。そしたら入るわなというような話を聞きました。

だから、やはり、管理状態がどうなのかということと、それから海水浴場内へ入ってきたら、こういう検挙できるのですか。そのときに、一般の方が見た状態ですが、ライフセーバーからの注意がなかったということを知っています。やはり、それは大変、一般の住民の方も心配しまして、私もその声は聞きましたけれども、そういう管理体制の徹底、そこをすれば、やはり抑止になるかと思っておりますので、今後に向けては、そこら辺をもう1回掘り出して、反映させていただきたいと思っております。

それから、次に行きます。白良浜海水浴場の海の中央部の遊泳禁止措置についてなど、管理について、数年前から白良浜の中央部がすり鉢状になって、波の高いときには部分的に遊泳禁止になってはいますが、今夏の海水浴シーズンに同じような日がありました。県では砂の状況を測定し、データも出ていると聞いてはいたけれども、その後、どうなっているのでしょうか。今夏に全く善処は見られずでありました。県の方針は決まったのでしょうか。町としてはどう対処できるのか、伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、白良浜海水浴場の中央部の危険等々についてのご質問をいただきました。議員ご承知のとおり、権現崎側、そしてT型突堤側に比べて、中央部は平常時においても遊泳禁止、遊泳注意と、波が高く、そのような措置をするときが多くあります。せっかく白良浜泳ぎに来られたたくさんのお客様に対し、中央部で泳げないということになります。町としては、ライフセーバーと連携をとり、まずは安全を第一に、遊泳禁止、遊泳注意の対策をとり、浜内の放送で注意喚起を行っています。

特に、遊泳禁止の際には、オレンジ色のネットを禁止区間に立てて対応をしているところでもあります。現状は町にとっても大きな課題であると認識しています。白良浜の件については、以前から議員の皆様方においても、大きな課題と捉え、質問をいただいているところです。この3月以降も町の関係課と西牟婁振興局担当課とも協議し、町としての要望、考え方も伝え、また、今夏の白良浜の状況も踏まえ、ライフセーバーに白良浜の状況がどのように、過去と今で変化してきているかということも聞き取った上で、今後、関係機関と協議をし、西牟婁振興局建設部に何らかの改善要望を出して、検討をしていきたいと考えているところでもあります。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

昨年も県との話し合いは何回もされているようですね。やはり、この夏も間に合いませんでしたし、これはどうするのかなと思うのです。もし、その改修であるとか、そういうことになると、ちょっとやそっとではできない。やはり、もしかしたら、年次計画を立てた中で、していかなければならないのかもしれないかもしれませんが、そういうことも県にもっと働きかけて、具体的に県の考え方を、返事をもらってください。このままにしておいて、今、幸いに、そこにかかった事故があったかなかったかの、その検証まで今、私、できていませんけれども、海へ入ってしまって、そこへ近づいていくライフセーバーが見ていますけれども、やはり、事故があつてからでは遅いですから、県にこういう意見があるんだということの中で、去年から、県のほうも、このことに関しては一定の、先ほど質問の中に言いましたけれども、データも持っているはずですから、きっちりと対処していただけるように、ぜひ働きかけていただきたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員のおっしゃるとおりだと考えています。今までも県の担当課のほうとも協議しながら、今回、担当課としまして、夏の状況がどういうことかということ詳しく調べた上で、再度、県と協議して要望書のほうを出したいということで、県のほうにも伝えておりますので、もう夏が終わりましたので、早急にその辺は担当課、そして関係機関と協議をして、県のほうに要望していきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

私の若いときって随分前ですけども、やっぱり遊泳禁止があんなに長く続くというのは、

あまりそういう実態、記憶がないので、やはり大事な白良浜ですから、やはりメンテナンスしながら、多くの観光客の方に楽しんでいただけたらと思います。安心安全な白良浜ということでもよろしくをお願いします。

次に、白浜インターの乗降車両状況を伺うと通告しましたが、その後、紀伊民報で紀南河川国道事務所が、開通1カ月の紀勢自動車道南紀白浜インターチェンジ14キロメートルの整備効果の発表がありました。1日の交通量は1万1,000台を超えるとありますが、南進する車も含むであろうから、実際、白浜インターチェンジから白浜に入った交通量はどのくらいであったのか、調査していますでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

南紀白浜インターチェンジの乗降車両状況につきましては、国土交通省の紀南河川国道事務所のほうから、先行開通をいたしました7月12日から8月27日までのデータをいただいております。このデータにつきましては、平地区に設置をしております交通量自動観測装置により計測しているもので、8月30日にすさみ町まで開通をする以前のデータとなっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

ただし、すさみ町までの開通する以前のデータですので、まさに白浜インターチェンジの乗降車数の数となっております。少し数字を報告させていただきます。7月は12日から31日までの20日間で上りが7万4,051台、下りが9万183台、上下線合わせて16万4,234台となっております。1日当たりの平均が8,212台となっております。8月は1日から27日までの27日間で、上りが11万9,358台、下りが16万3,747台、上下線合わせて28万3,105台となっております。1日当たりの平均が9,132台となっております。

また、この2カ月間のうち、上りで一番多かったのが、8月15日の土曜日の6,525台。下りで一番多かったのが8月14日金曜日の8,409台。上下線合計が一番多かったのが、同じく8月14日金曜日の1万4,301台、このようになってございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

ありがとうございます。それで、民報の記事では、接続する阪和自動車道の交通量は、1割増加だと書いていました。この1割増とは、どのくらいの数字で白浜への誘客につながったのでありますか。この辺もわかりますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、水上議員のほうから、阪和自動車道の交通量、1割増加で、それが白浜にどれくらいの影響があったかというご質問をいただきました。建設課長のほうからも答弁がありましたように、南紀白浜インターからおられる車の数というのが、観光課としても予想していた以上に、たくさん車が南紀白浜インターから降りられたのではないかと感じております。

そして、7月、8月に田辺から県道を通ってくる車の数も昨年より5万5,000台減、これは南紀白浜インターチェンジが開通した影響かと思います。5万5,000台減りましたが、南紀白浜インターからの7月が約9万台、そして8月が16万台という、おりの数を合わせれば、昨年に比べ約20万台、白浜に入ってきた車は増加したと分析しております。

ただ、全てが観光客の車ではありません。そしてまた、南紀白浜インターでおり、さらに南下していく車もあります。ただ、町内の観光施設や旅館協同組合さんの数字を見ても、前年度比を大きく上回っていますので、1割かどうかはわかりませんが、白浜の観光にとっては、大きな効果があったと分析しているところです。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

交通の転換で、並行する国道42号線の渋滞は緩和していると報じられています。交通量は平日が2割、休日は3割減少。県道南紀白浜空港線も平日が1割、休日は2割減少したとあります。今、国道を通って気になるのが、椿温泉の観光と、それから椿、日置、2カ所の道の駅への誘客、高速道路設置前から心配で、わかった話ではありましたが、今、町は今後、どのような対策を考えているのか伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

椿、日置川への誘客ということだと思います。現状、南紀白浜インターチェンジをおりても、白浜温泉、そして、椿温泉等の方向を示す案内看板も設置できていないというのが現状です。これらのことについて、観光関係者からも案内看板の設置の要望も出てきたところですので、庁内の関係課で協議を進めています。

特に、南紀白浜インターチェンジと日置川インターチェンジの中間に位置する椿温泉、そして、はなの湯からは、国道の通行量は減少しているという話も聞いています。まずは、案内看板の設置を進め、椿、日置川の2カ所の道の駅が連携できる取り組みも考える必要があると思っております。日置川インターチェンジでおられたお客様が、例えば、志原海岸、リヴァージュ・スパひきがわへ観光するというのであれば、帰りは南紀白浜インターへ誘導させる看板の設置を行えば、椿温泉経由ということにもなります。

これらのことも含めまして、椿、日置川の両地域の観光関係の方々とも協議を持っていきたいと考えています。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

次に、白浜インターからフラワーライン、児童、生徒への安全対策や中、栄地区信号機の設置は聞いています。今夏、富田地域の車の渋滞状況と対策はどうであったのか、総括を聞かせていただきたいと思っております。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

高速道路の開通によりまして、南紀白浜インターチェンジからフラワーライン線、及び富田地域への車の渋滞状況につきましては、西牟婁振興局の建設部におきまして、高速道路の12日の先行開通後、7月28日の火曜日と8月1日の土曜日、それから、8月2日の日曜日の3日間、中地区のフラワーライン線の終点付近と、それから、才野地区の才野交差点、もとの有料の入り口ですけれども、その付近で交通量の調査を実施したデータをいただいております。

そのデータによりまして、南紀白浜インターチェンジ及び国道42号からフラワーライン線を経由して、才野方面に流入してくる交通量が平均で約3,600台。それから富田橋方面から約2,000台の計5,600台程度が流入して、才野方面に流れてくると。

それから、また、反対方向の才野方面から栄方面に向かう交通量が、これも約3,600台で、合計、上下線合わせて9,200台となっております。平成22年度に調査したデータからしますと、3,500台ほど増加しているというふうに分析されております。

このことによりまして、夏休み期間中は才野地区から栄地区にかけて渋滞が発生しました。特に、土曜、日曜の午前中の時間帯によっては、才野の交差点のところからフラワーライン線の終点を越えて、白浜インターの方面にまで大渋滞が発生したと聞いてございます。私も才野地区に住んでいるんですけれども、家から県道へ出ていくのに、非常に出不にくいという状態でありました。

今後の対策ということですが、今回、夏休み期間中の渋滞につきましては、ある程度予想はされておりましたけれども、関係者の方には大変ご迷惑を、ご不便をおかけしたと思います。しかしながら、今回、既に報道もされていますように、この連休前の9月18日金曜日午後3時から安久川地区の才野ランプまでの区間が供用開始されるということになりまして、これによって、今までのような渋滞は回避されると考えてございます。

○議長

7番 水上君（登壇）

○7番

地域では全線開通までの我慢だという声も一部あります。9月18日にフラワーラインが延伸して、周辺の渋滞は大幅に解消すると見られておりますが、やはり、近隣の方々の声は、全線開通の後の平面交差している、そのあたりの交通量がどうしてもふえるでしょうから、子育て中のお母さん方は大変心配されていまして、それをぜひとも町のほうに伝えてほしいということです。交通量が今までにない数字で、その周辺にふえますので、全線開通、歓迎ですけれども、そういう声はあります。

それから、半年前、3月でしたか、用地交渉と、それから地元調整に日々努力していると聞いておりました。これは現時点での工事の進捗というのは、どうなっていますでしょうか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

今まで新しい道路ができて、中地区ですけれども、そこが新しい交差点ができて、かなりの交通量が予測されるということで、住民の方々が不安に思われているということは、お聞きしております。中には、歩行者の安全を図るために歩道橋の設置ができないかというお話もございましたけれども、これらのことにつきましては、町から道路管理者である県の

ほうにもお伝えをしています。

県といたしましても、警察とも協議をしながら、安全対策に取り組んでいくということでお聞きしてございます。当然、信号機を設置しておりますし、横断歩道も設置をされております。また、通学路になっているところには広い歩道も設置されておりますので、開通前には南白浜小学校の全校児童を対象といたしました交通安全教室、これを警察も立ち会っていただきまして、子どもたちに通行時の注意喚起ということで、行ってございます。

それから、フラワーライン線の進捗状況ということですが、フラワーライン線全線の残事業につきましては、用地交渉は既に終了しております。工事の進捗状況につきましては、平成27年度までの金額ベースで約80%というふうに聞いております。

残工事の主なものといたしましては、才野ランプ付近で本線の県道栄岩崎線をまたぐ橋梁、それから、鴨居トンネル付近で県道白浜温泉線、旧有料道路をまたぐ橋梁の2つの橋梁工事が残っております。最終的な全線開通の見通しにつきましては。去る7月13日に開催されました県政報告会の場で、知事から平成28年度中の完成を目指すとのことのお話もいただいているところでありまして、早期完成に期待をしているところでございます。

以上です。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

質問させていただいたのは、やはり、早期全線開通を、ぜひとも訴えたいと思ひまして。というのは、この4月末現在、これ、資料をいただきましたけれども、まだまだ、そのときには進捗が79%、今伺って80%でしたら、まだまだかかるのかなと。それから、28年度中と言ひましても、そしたら来年、再来年の3月までの期間ですか、来年の4月でも構ひませんし、28年度中、いかがでしょう。

例えば、用地交渉であるとか、地元との調整というのが、やはりどうなのかなというのも一番気になったところですので、きょうは質問させていただいたんです。

それから、今で進捗はわかりました。でもまだ20%もあるので、橋梁の工事が2つあるということで、やはり、時間のかかることだなと思ひますけれども、この18日の開通で渋滞も大分緩和されると思ひますから、それは、町なか、そして地元の方もやっと、ほっとするんじゃないかと思ひます。渋滞で、やはり生活道路でしたから、それでかなり支障を来したということは聞いておりましたので。それで解消できるかと思ひます。ご苦労さまでございました。

それでは、もう1つ、これは町長にお伺ひしたいんですが、高速道路開通から今後の町の活性化について、どのような考えがあるのか伺ひます。

これまでに町中への誘導標識、今、観光課長からこれはぜひやっていくんだと、椿温泉方面にもやっていくんだという話がありました。これ、やはりずっと、意見を3年前から言っております。地域振興施設、箱物は要らないんですけれども、やっぱり町なかに、そういう道路を開通した中で、何か誘客、集客できるようなものがないかなというのは、ずっと質問もしてきまして、そういう考えもあるんだということを、前建設課長の答弁の中でもいただいております。この辺、どういうふうに町の考え方が変わってきたか、そして具現化できるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

7月12日に南紀白浜インターチェンジまで開通をして、そしてまた、8月30日には日置川インターチェンジが開通いたしました。観光の町白浜にとりましても、より便利になり、より近くなったというふうな声を聞いております。効果もあらわれてきております。しかしながら、高速が延びると当然、負の部分もございますので、先ほどご指摘いただきましたような椿地域の部分とか、あるいは日置のほうにいかにお客様を誘客するかというふうな、もちろん課題もございますので、このあたりは、やはり地域の皆様とともに、今後何ができるのかと、何が有効なのかということ、考えていきたいなというふうに考えてございます。

それとやはり、南紀白浜インターチェンジからですと、時計回りの観光ということも今、視野に入れまして、交通の標識、あるいは、観光のルート看板を今、設置しておりまして、これから具体的に設置をまいります。

ですから、いろんな取り組みがあると思うのですが、特に、その地域の皆様の意見と申しますか、そういった考え方も取り入れながら、今後、町内の宿泊施設やとか、ほかの団体とも協議をしながら、観光施設に誘導できるような思い切った施策を、講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君(登壇)

○7 番

担当課は何か、答弁書を書いていただいているのじゃないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それで、先ほど今、町長の答弁にありました新しいルート、そういうことの提案も本当に大事かと思えます。やはり、経済団体と連携した中でたくさんの意見をいただき、また、それこそ、私、いつも言いますパブリックコメントをいただいたりした中で、より良き、この千載一遇のチャンスですけれども、これを生かして、町なかの活性化につなげていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14時38分 再開 14時47分)

○議 長

再開します。

8番、楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は総括形式です。行政課題についての質問を許可します。

8番 楠本君(登壇)

○8 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、9月議会の最後の一般質問を行わせていただきます。

当局の皆さん、議員の皆さん、大変お疲れのところでございますが、昨日の一般質問、今

の同僚議員からの質問もございました。ことしの夏の総決算、今、観光課長からもお話がございました。宿泊客が増加していると。さらには、近畿圏を超えた誘客に今後期待するところでございます。

また、フラワーライン線の一部供用開始の話も出ておりました。富田駅周辺では、大変な混雑となりまして、車の流れが大きく変わったと痛感しておりまして、建設課長も話がありましたように、18日の才野ランプまでの開通を待ち遠しく思っている1人でございます。

また、これも同僚議員からもございました、すさみまでの開通によりまして、富田より椿、日置方面の通行量が、我々が予想していたよりも激減をしております。今後の対応についても私ども地元としても、やはり、はなの湯を管理している一役員としても、今後の誘客活動に力を入れていかなければならない課題であると、こういうふうに思っています。

さらには、夏の期間中、関係職員の皆さん方には大変なご苦勞をかけましたけれども、また、一息つく間もなく、国体を控えております。町民挙げておもてなしの精神で、国体を盛り上げ成功させなければなりません。また、25日から27日にかけて、わかやま国体に合わせて、両陛下が25日午後、白浜空港に到着されまして、27日には白浜会館で卓球競技をご覧されるとお聞きします。職員の皆さんは大変なご苦勞をおかけすると思いますが、さきの議会でもありましたが、我々議員にも遠慮なく、できる範囲の仕事の申しつけをしていただきたいというふうに思います。

それでは、本題に入ります。行政課題やとか、いろんな問題については、一般質問でいろいろございましたけれども、私は井瀬町長に就任以来3年4カ月の総括と、次期、来春に向けての町長選に対するお考えをお伺いしたいと存じます。

前町長の辞任に伴いまして、平成24年5月の選挙において立候補され、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、町民の多数の支持を受け見事当選されました。平成24年5月15日に初登庁されまして、ビジョンとして、世界に誇れる観光リゾート白浜。政治理念として、意思あるところに道は開ける。また、7つの公約を掲げて、颯爽と初登庁されました。これはその当時の広報でありまして、1面、2面に町長の姿が写っておるところであります。

また、平成24年6月13日の第2回定例会において、町政の執行に当たり、各分野における目標を、不退転の決意をもって全身全霊打ち込むと所信表明をされたところであります。前町長の辞任に伴う清掃センターの課題についても、設置区のご理解や関係者の皆さんも誠心誠意努力され、一定の方向が見出されました。

そうしたことから、町政全般について1期目、3年4カ月の総括が求められるというふうに思います。町民の皆さんの中には、いろいろなご意見はあることは承知しております。混乱した町政を正常な姿にしたい。また、継続事業を、いかに優先順位をつけて執行するか。そうは言いつつ、井瀬カラーをどうしたら出せるか。町長自身も苦心されたことと思います。財政多端な折、学校の耐震化率は県下においてもワースト10に入っておりまして、これは前町長時代からの課題でございまして急務であったことは、町民の皆さんもご存じのとおりであります。前町長の時代より耐震関係の工事がなされ、日置小の体育館、富田中学校の耐震工事がありまして、現井瀬町長においても学校給食の建物、北富田小学校、さらには白浜第一小学校の建設、第二小学校の耐震工事等々、補助金はあるとはいえ、町財政の負担は重くのしかかっているところであります。

また、国体事業においても、3つの競技を当町で受けました。関連事業が多くなったこと

も、既成の事実でありまして、また、高速道路の南進に伴う諸課題、諸工事もあったことは事実であります。とは言っても、町長として、さまざまな意見が出てくることは時代の常であります。企業誘致や旧空港跡地利用については、民間人の働きかけや和歌山県企業局との調整など、努力はされているとは思いますが。しかしながら、総論各論の違いもあり、町長の努力度が町民に伝わっていない部分もあります。公約としてできたこと、また、道半ばなもの、3年4カ月、トップとしての総括をまず、お聞きしたいと思えます。

2つ目は、2期目の出馬に当たり、行政課題、政治理念、ビジョンについてお伺いしたいと思います。2期目に向けて行政課題や政治理念については、私は大所高所から見た場合、白浜町政の安定を保つためにも、2期目に挑戦し、町長のビジョン、政治理念を貫いてもらいたいと思う1人です。

その理由は、町長の初期の公約にも関連しますが、国の地方創生プランに基づく白浜版総合戦略プランに、町長の理念がどう生かされるか。少子高齢化の時代、白浜の観光経済等々、何といても最大課題は、いつ起こっても不思議でない巨大地震に備えた防災減災対策であります。もちろん、長期総合計画とも関連いたしますが、企業誘致もしかり、観光ビジョンもしかり、職員に「俺について来い」の気概で頑張ってもらいたいと願うわけです。

私は、議員として約20年間、歴代町長4人の方々とお付き合いさせていただきましたが、観光立町といえども、長期総合計画に提起されているように、各分野のバランスのとれた政治感覚が大事であります。白浜町においては官民一体となった取り組み、白浜町地域活性化委員会で議論されていると思えますけれども、既存の観光施設、例えば、1丁目1番地、歓喜神社、夫婦和合の神さん。双子パンダのアドベンチャーワールドや世界に誇れるヒラメ、タイに端を発した種苗生産、養殖技術。近年ではクロマグロ、クエ、メイチダイ、ナミフェダイ等の近畿大学水産研究所との連携も大切にしたいと考えであります。宮下所長は私もご存じですけれども、日本全国から講演の依頼も多いと聞きます。鎌倉時代の禅僧、三光国師の言葉に、「照顧脚下」の言葉がありますが、原点に返り、足元をよく見ようではありませんか。過去の議会において、町長のリーダーシップ、器について、今は亡き十河議員が当時の立谷町長と論戦をしておりましたが、私は大それたことは言いません。言葉は悪いですが、職員にはアメとムチ、叱咤激励、褒めるところは褒める、褒め上げる、メリハリに留意されて、職員一丸となって安定した白浜町の実現に向けて、首長がころころかわる町政でなく、町民の皆様も安定した町運営を期待していると、私は思います。そうしたことから、リーダーシップを発揮され、2期目に挑戦されますようエールを送り、第1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、楠本議員から町長就任以来3年4カ月の総括について、ご質問いただきました。早いもので、平成24年5月15日に町長に就任させていただいてから、はや3年と4カ月が経過しようとしています。この間、白浜創生を掲げ、世界に誇れる観光リゾート白浜の構築と政治理念である、意思あるところに道は開けるをモットーに、さまざまな課題と向き合い、全力で取り組んでまいりました。成果の出たもの、出なかったもの、さまざまでありま

す。しかしながら、これからもあきらめることなく着実に、一步ずつ前へ進めていかなければなりません。重要なことは、将来を見据えた中長期的な展望、ビジョンを示し、施策を実行に移すことだと考えています。

就任後にまず取り組んだのが、清掃センター、ごみ焼却施設に関する課題でありました。庁内会議や設置区との協議を幾度となく重ね、課題の精査を行いました。大変、難しい行政課題であり、これまで設置区や関係者の皆様に、多大なご迷惑とご負担をおかけしてきましたが、平成24年12月の広報で、町の考え方を町民の皆様にお示ししました。

また、設置区の温かいご理解のもと、施設延命化工事を実施することができました。今後も引き続き設置区のご理解とご協力を得て、安全安心な施設の運営管理に努め、適正なごみ処理行政を進めてまいります。

もう1つの大きな課題として取り組んだのが、防災減災対策であります。東海、東南海、南海3連動地震や南海トラフ巨大地震による被害想定を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、新たな津波ハザードマップの作成や、各地域からの要望に応え、各避難場所への防災用品や非常食などの分散備蓄を開始しました。防災減災対策に終わりはありません。安心安全なまちづくりを基本に、住民と観光客の命と財産を守る観点から、さらなる防災減災対策を講じてまいります。今後もハード、ソフト両面から官民協働のもと、必要な対策を講じてまいります。大型宿泊施設の耐震診断、改修につきましては、国県と連携して、対象施設に協力を求めてまいります。

役場の本庁舎につきましては、10年後の建てかえを視野に庁内で検討していますが、具体的な場所を含め、できるだけ早く方向性を出さなければなりません。日置川消防署につきましては、大規模災害時に機能が発揮できるよう、高台に移転し施設の充実と安全を確保いたしました。

また、学校施設につきましては、白浜町学校施設耐震化推進計画に基づき、耐震化を促進しています。まだ残っている施設がございますが、早い段階での耐震改修や改築を目指します。

殿山ダムの水利権更新につきましては、昨年11月、県から20年間の水利権の更新が許可されましたが、これで終わりではなく、関西電力さんや県に対しまして、必要に応じ要望等を提出し協力を求めてまいります。結果として、日置川地域の安心安全につながるよう取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。観光分野では経済3団体や関係機関と連携して、観光客の誘致に努めてまいりました。ことしに入ってから宿泊客は順調に伸びております。夏場は比較的天候に恵まれたことや高速道路の開通などの効果もあり、白浜町を訪れるお客様は確実にふえています。

平成26年1月に提出されました白浜町活性化協議会の答申につきましては、実現可能なものから順次取り組んでいます。優先順位を見きわめ取り組むことが大切です。そのためにも、経済3団体との連携が重要になってくると考えています。いずれにしましても、夢と希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

湯崎地区の漁業振興施設でありますフィッシャーマンズワープ白浜が完成して、はや2年余りが経過しました。施設の運営が軌道に乗るよう、町としましても可能な支援をしていきたいと考えています。そして、三段方面から湯崎、湯崎から白良浜、臨海方面へと一体感の

あるまちづくり。点から線、線から面への展開を図りたいと考えています。

観光と災害に強いまちづくりの一環として、情報通信研究機構（NICT）が開発した耐災害ネットワーク、通称ナーブネットと申しますが、これを活用した実証実験も開始しております。町内8カ所とBig・Uの計9カ所を結び、災害時でも切れない、途切れることのないネットワークの構築を行いました。

また、有事だけでなく平時の利用も考え、町内4カ所に白浜ビーチWi-Fiというフリースポットを設けました。特に、白良浜では、同時接続可能者数が約2,600人という高性能なWi-Fiを設置しております。近年ふえています外国人観光客にとって、Wi-Fiの整備は非常に有効で、白浜町の観光、防災面での武器になると考えています。

そのほか、番所山公園の整備により、周辺一帯が京都大学の水族館や南方熊楠記念館を含む新たな観光スポットとして生まれ変わっております。熊野古道大辺路と南紀熊野ジオパーク、そして、県立吉野熊野公園が吉野熊野国立公園に追加編入されるなど、白浜町やこの紀南の地域の観光資源を、国内外に発信してまいります。

また、民間からの提案でスタートしました南紀白浜トライアスロン大会は、本年第2回目を実施することができました。官民連携の典型的なイベントとして、国内外に広くPRしていきたいと思っております。

日置川地域の活性化につきましては、県と連携して教育旅行や民泊などの事業を推進してきました。人口減少や少子高齢化、後継者不足など課題は山積しておりますが、受け入れ地域の拡充を図るなど、創意工夫を行います。同時に、高速道路の延伸をチャンスと捉え、整備されたテニスコートの利活用を含め、将来的な展望を見据えながら取り組みたいと考えています。

町の経済対策の一環としての企業誘致も進みつつあります。県の企業立地課などのお力添えのもと、白浜町ITビジネスオフィスには、昨年より2社が入居していただいておりますが、この10月1日より、さらに5社のIT企業の入居が決まっています。この5社につきましては、総務省のふるさとテレワーク事業の採択を受けておりますので、白浜町公式アプリの制作なども行っていただきます。また、10月の誘致企業には、クラウド業界で世界最大の株式会社セールスフォース・ドットコム社の進出。同時に、テレビ会議システム最大手のブイキューブ株式会社様など、IT業界では大変有名な企業が入居いたします。企業誘致の推進は、地域の雇用を生み、そこから人口流出を防ぎ、また、IターンやUターンといった人口増加につながるものと考えております。今後の展開に大いに期待をしているところであります。

続きまして、旧空港跡地の利活用につきましても、さまざまな考えや案がございますけれども、まずはマスタープラン全体計画を作成して、県と協議を進め、早い段階で一定の方向性を出したいと考えています。

次に、子育て世代への対策であります。人口が減少する傾向にある中で、子育て世代に対する支援は必要不可欠な施策であると思っております。地方創生の中でも、このことが議論されております。そうしたことから、共働き世代を支援するための学童保育所の整備、充実といったことも順次進めてまいりました。小学生のうちは引き続き学童保育に預けたいという保護者からのお話、要望も多々お聞きしております。速やかに対象年齢の引き上げができるよう、計画的に各学童保育所の受け入れ態勢を調べたいと思っております。

子どもの医療費に関しましては、子育て世代の負担を少しでも軽減できるよう、子ども医療費無料化の対象を、小学生から中学生まで引き上げ、町の将来を担う世代を応援してまいります。また、学校教育、保育、地域の子育て支援の指針となる、子ども・子育て支援事業計画を作成したところであり、さらに地域での子育て支援策の充実に向けて取り組まなければならないと考えております。

以上、1期目の主な取り組みと在任中の総括について、申し述べさせていただきました。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

町長から、3年4カ月の総括についてお話がございました。

それでは、町長の2期目に向けた行政課題と理念についてであります。この分野についての答弁は、先ほどの答弁で全てということでしょうか。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

先ほど、2期目に向けた行政課題と政治理念についてのご質問もございましたので、追加で答弁させていただきます。

議員がご指摘のように、町の課題は多岐にわたっております。これらの課題をやはり町益の観点から、町民目線に立って大所高所から解決していくことが、何より重要であると考えております。今後も厳しい財政状況は続くものと予想され、歳入歳出のバランスを考えながら、これまで以上に町職員一丸となってむだを省くなど、行財政改革に努めてまいります。

続きまして、白浜町の将来像、これをどう描くかについてであります。現在、白浜町人口ビジョン、それから白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成しております。同時に観光戦略としましては、白浜温泉街活性化構想推進計画を作成しております。策定後も絵に描いた餅にならないように、計画的に実行していく必要があります。議員からご提言いただきました具体的な既存の観光施設や民間施設の利活用につきましては、大変具体的ですばらしい案でございますので、今後の行政運営に生かしたいと考えてます。

最後に、2期目への挑戦についてでございます。ご質問をいただきましたように、申し上げるまでもなく、町には多くの課題が山積しております。これまでの行政運営への評価は、私はやはり、みずから評価するものではなく、町民の皆様にゆだねる、評価をいただくべきものであると考えています。

1期目の仕事は町民の皆様に評価をしていただき、いずれ時期が来たときに審判を受けるべきものと考えています。しかしながら、白浜創生、世界に誇れる観光リゾート白浜の構築を目指す過程で、まだまだ道半ばであるのも事実であります。一朝一夕に事は運ばない。結論が出ないのも現実であります。本町におきましては、人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化や雇用の創出など、課題は山積しております。

こうした中で、まだ残っている1期目の町政運営も含め、3年と4カ月の仕事ぶりをいずれ町民の皆様に率直に評価をしていただき、引き続き町政運営の任をお任せいただけるなら、

意思あるところに道は開けるをモットーに、白浜創生と世界に誇れる観光リゾート白浜の実現に向かって、いま一度、虚心坦懐、町民の皆様の幸福の追求と町政発展のために、全身全霊で立ち向かう所存であります。議員各位のご指導とご鞭撻を今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議 長

答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、町長から3年4カ月の総括、さらには2期目に向けた自信あふれる決意が表明されました。そういう町長の決意を真摯に受けとめまして、しかしながら、町長、白浜町は行政運営は大変にくい町であります。したがって、職員一丸となった、一致団結した行政運営が求められるというふうに思います。そうした中で、町長のリーダーシップが問われるということもあります。各事業分野において、本当に町長としたら、あつと言う間の3年4カ月であったと思いますし、出張もかなり多いだろうし、企業誘致をするにしても、東京まで足を運ばんならん。そういうこともあったと思います。取り組む課題が多かったということは、率直な感想であろうかと思えます。

中でも、町民の関心事はやはり、観光経済はもとより、防災減災対策と旧空港の跡地利用がやはり、あまり見えてこんど、こういう部分が、かなりの町長批判の中にもあるというのは、実態ではないでしょうか。町長の発言の中にも、さまざまな案や考えがあることは承知しておりますが、やはり、マスタープランを、旧空港跡地ですよ、町長の答弁がありましたように、県と協議することですけれども、やはり、前回の全協でもお話がございましたように、やっぱり、一部周辺の借地の問題もございましたけれども、やはり全体的な構想の中で、やってもらわなあかんの違うかなと、そういうふうに思いますし、空港、旧空港周辺一体のやはりマスタープランにしてもらいたいなというふうに思います。

また、各分野において、県の職員との連携というのは、これはどの分野においても切っても切れへん話やと思いますし、また、西牟婁から2人の県議が出ております。2人の県議にも十分相談するところは相談し、政治的な配慮をせんならんところは、やはりきちっとやってもらって、そういうふうな位置づけをやってもらって、職員、幹部連中の皆さんもそこらを肝に銘じて、事後報告じゃなしに、白浜町としてどのような考えがあるということも、やはり、県会議員の方々とも相談しながらやってもらいたいし、2人の県議は地元選出ですから、そういう分野で頑張っていただくと、私は確信しております。

それから、国体終了後の施策として、白浜町の人口ビジョン、白浜まち・ひと・しごと創生戦略、今、町長からもございました。観光ものでは白浜温泉活性化構想推進計画。この中で、行政運営にどう生かされるかということですが、昨日の同僚議員からも新聞のチラシをここで見せておられましたけれど、町民の皆さんに広く提案してもらうというのも、1つの方法だと思いますけれども、何がもとより職員皆さん方と一致団結し、また、経済3団体、あらゆる機関と協調して計画が絵に描いた餅にならないよう、協調して取り込まれるよう切望し、私の質問を終わりたいと思いますが、町長から二次質問に対するお答えがあれば、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長

再々質問に対する町長の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今、ただいま、楠本議員からいただきましたご提言につきましては、真摯に受けとめまして、リーダーシップを発揮しまして、また、西牟婁選出の県会議員のお二人ともこれから連携を取りながら、町職員と一丸となって、これから町政運営に当たりたいと思います。

旧空港跡地の利活用につきましても、さまざまなご意見やアイデアがあるというふうには思っておりますけれども、やはり、広域防災拠点としての位置づけは、これは避けて通れませんので、それを中心に、あと、どういったことがこの空港跡地に必要なのかということを経営的に考えながら、この広域の中でできること、そしてまた、この町としてできることを、これから考えていきたいと、広域防災拠点プラスアルファのところをぜひとも皆様とともに、真剣にこれから考えて、できるだけ早い段階で一定の方向を出したいというふうにご覧でございます。さまざまなご意見をいただきまして、この行政運営につきましては、まだまだ課題がございますけれども、先ほど申し上げましたように、町民の皆様が目線に立って、やはり大所高所から財政のバランスを考えながら、できることから優先順位を見きわめながら取り組んでまいりたいというふうにご覧でございますので、今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

○議長

8番 楠本君(登壇)

○8番

以上をもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は9月11日金曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月11日金曜日午前10時に開会いたします。

開会時間にお間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時25分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成27年9月10日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員